第３回小布施町総合計画審議会　次第

日時：令和６年 11 月 26 日（火）午後１時半から３時
会場：北斎ホール

１．開会

２．会議事項

（１）策定スケジュールについて　資料１

（２）第３回町民ワークショップにおける意見について　資料２

（３）素案について　資料３　資料４　資料５

（４）その他

３．閉会

資料１

第七次小布施町総合計画　策定スケジュール

年月日	内　　容	備　考
令和６年 **3/21**	**第１回総合計画審議会（諮問）**	
4/26～5/20	町民アンケート実施	
5/13	第１回策定幹事会	
7/18～8/2	専門ワークショップ事業者アンケート実施	
7/21	第１回町民ワークショップ	
7/30	第１回小布施町の持続的な農業に向けた集い	
8/26	第１回専門ワークショップ	
8/28	第２回策定幹事会	
9/8	第２回町民ワークショップ	
9/18	第３回策定幹事会	
〃	第２回小布施町の持続的な農業に向けた集い	
9/25	**第２回総合計画審議会**	
10/22	第３回小布施町の持続的な農業に向けた集い	
10/26	第３回町民ワークショップ	
11/19	第２回専門ワークショップ	
11/8	第４回策定幹事会	
11/26	**第３回総合計画審議会（素案）**	
11 月下旬	第４回小布施町の持続的な農業に向けた集い	
12 月上旬	第５回策定幹事会	
12 月中下旬～	パブリックコメント（ご意見等の募集）の実施	
令和７年 **１月中下旬**	**第４回総合計画審議会（原案）**	
２月	**第５回総合計画審議会（答申）**	
３月	小布施町議会令和７年３月会議に計画案を上程	

資料２

第３回総合計画策定町民ワークショップ
議事録取りまとめ

１．将来像・基本方針について

将来像「私たちがいきいきと暮らし輝くまち小布施　～つながりの力で未来を創る～」

- 「私たち」という表現が入ることで、町民が自分事と感じやすくなる。
- 「つながり」という言葉が抽象的で、対象が曖昧。どの範囲を指しているのか、何を切り口にしてつながるかが重要。個人、地域、事業者、外のヒトとの「交流」としてみてはどうか。

基本方針１「暮らしを豊かに　居心地よく住み続けたくなるまち」

- 「居心地よく」という表現が抽象的で、人によって異なる解釈が生まれる可能性がある。
- 「暮らし」は衣食住であり、健康も暗黙的に含まれる。よりわかりやすく「健康」の言葉を入れても良いと思う。「健康で安心して暮らせる」といった表現を追加することで、イメージが伝わりやすくなる。
- 災害のリスクがある中で、居心地の良さと安全性をどのように確保するかが課題。「居心地よく」の前に「安心安全で」を入れた方が良い。
- 「誰一人取り残されることがない」という表現は重要なキーワードであり、基本方針1と関連しているのか。
- 重点プロジェクトを含めて、子育ての視点が含まれていないことが課題。子育ての要素を含んだ内容にするなら、「心地よく家族が育ち学ぶまち」「快適で子どもたちがのびのび育つまち」「くつろぎと学びが調和するまち」「心地よさと成長を育むまち」などはどうか。

基本方針２「協働と共創　住民がまちづくりに積極的に参加するまち」

- 今は人任せにしてしまう人が多いので、住民がまちづくりを意識すること、町の課題を自分ごととしてとらえることは重要。基本方針２は大事だと思った。
- 住民目線から言うことだと思うので、町の計画であれば「町民とともに創るまち」や「町民参加で描く未来」などのほうが良いのでは。
- 時間的にゆとりのある60～70代のシニア世代や、仕事・個人で忙しい住民にどう参加してもらうかが課題。行政の力でネットワークづくりを強化し、ボランティア活動を広げる。少しの報酬を与えるなど活動を支援できないか。

基本方針３「チャレンジ　未来に向けて挑戦し続けるまち」

- 小布施らしい方向性だと思う。
- 「チャレンジ」と言ってしまうと、今や今までを置き去りにし、現状を大きく変える印象を受け、少し不安になる。現状の良さに、（第六次）「新しい価値観や方法論を取り入れます」のような方向性が良い。

その他

- 重点プロジェクトと将来像・基本方針の関連性が見えない。重点プロジェクト７つを５年間で行った先に将来像である「私たちがいきいきと暮らし輝くまち小布施～」につながっ

ていくのか疑問、しっくりこない。「住民がまちづくりに積極的に参加するまち」に具体的にどうつながるのか。

- 「一度町から出た人が戻ってきたくなるまち」や「町から出てもつながっていられるまち」といった、持続的な関係性のある地域づくりを目指すコンセプト(視点)を加えるとよいのでは。
- 50～60代になって戻ってくる人たちもいてほしい。移住者や町を離れた人々からの意見や経験を反映させ、町の魅力を高める施策を展開。観光名所でいい所だと感じているが、町民・移住者・小布施を離れた人たちをもっと大切にしてほしい。

２．重点プロジェクトについて

地域公共交通の整備・構築

- 現状の課題
  - 交通手段が限られており、町内外の移動が困難。町内だけで見るのではなく、須高地域などの近隣地域ともつなげる視点が必要ではないか。家族が必要に応じて車を出す、買い物はタクシー券を使うなどで交通ニーズはある程度補えているが、急用や緊急時には困る場面がある。
- 町民のアイディア
  - 駅までのアクセス改善や街灯の設置による安全性向上が望まれている。
  - 自動運転やデマンド型交通の導入など、交通が不便な地域や急な需要に対応するため、効率的で柔軟な交通手段を求める。

空き家の利活用

- 現状の課題
  - 空き家の増加が進んでいるものの、活用していきたいけれど相談先がよくわからない。
  - 空き家を活用するためには、物件の状態を維持することが重要。土地の権利関係の手続きの整理、物件条件(例．仏壇付き)や貸し借りのルールが必要では。
- 町民のアイディア
  - 「空き家を貸した方が得だ」と所有者に思ってもらえるような仕組みを考えることが重要。
  - 空き家や耕作放棄地を集約し、町全体で大規模な施設（新しい公園や植物園など）を作るなど、資源を有効活用した取り組みも検討できる。

誰もが孤立しないまちづくり

- 現状の課題
  - 孤立しないようにすることと過干渉にならないことのバランス感が難しいと感じる。
  - 抽象的でイメージしにくい。もう少し具体的になるとよい。また、困りごとを抱える人への支援内容や、どのように孤立を防ぐのか、具体的な施策がほしい。
  - 子育て・教育のことが入るとよい。幼少期から支援が必要とは驚いた。 子どもが孤独になっている状況の情報があれば助けたい。子育てや教育の視点を含めることで、より包括的な支援を目指すことができるかもしれない。
- 町民のアイディア

- 一人暮らし高齢者や生きづらさを感じている子ども・若者が集える居場所づくりが大切。空き家の活用も有効な手段ではないか。
- 子どもの孤立を防ぐため、学校や地域住民、行政が連携した支援体制を強化。

行政からの情報発信の強化

- 現状の課題
  - 重点事項として扱われることに違和感がある。基本的な行政業務として行うべきとの声。現状のLINEアカウント利用状況の分析と活用方針が不明確。町の公式LINEアカウントがそもそも現状どのくらいの人が登録しているのか、そこから分析し、活用していくことが大事。一方で、地域活動したいがどうやればいいかわからない方が多いのではないか。住民とまちをつなげる、住民がまちづくりを意識してもらうにあたって情報発信が大切。「えべさの会」の啓発活動のように、地域活動のハードルを下げ、住民が気軽に関われる機会を増やすことが、支え合いの風土づくりにつながる。
  - デジタル化が進む中で取りこぼしが生じないよう、情報弱者への伝達方法が課題。
  - 子育て関係の情報発信を充実させてほしい。さまざまな補助金があるが、町民が知らないためどの世代にも情報が届くように発信してほしい。
  - 基本的に町報や無線で情報を得ているが、町報は月に１回の発行のため情報が古いものがある。
  - ホームページが見にくい。
- 町民のアイディア
  - デジタル手段に加え、紙媒体や地域コミュニティへの直接アプローチなど、複数の方法での情報提供を強化することが求められている。
  - 情報を受け取りにくい層へ、地域のボランティアなどを通じて支援する仕組みづくりが提案されている。

花のまちづくりの推進

- 現状の課題
  - “推進”という表現が過度な義務感を生む可能性がある。今までの効果検証をして見直すという「花のまちづくりの振り返りと発展」など、より柔軟な表現が適切ではないか。
  - 何をもって花のまちづくりとし、どこに向けてやっているのか。オープンガーデン推進や町民ひとりひとりの取り組みを推進、花を愛でるような意識の向上など、どの取り組みを重点にするかを明確にすることが求められている。栗→有名、北斎→有名、前者に比べて花は弱い気がする。
  - 一部の人だけが頑張る状況。手入れがされていない。取り組んでいない場所に人が入ってきてしまう。
  - 若年層への関心を引きにくい状況。若い世代が減少していく中で、今後どういう方向でいくのか。
- 町民のアイディア
  - オープンガーデンがあるのは中心地のみ。オープンガーデンの範囲拡大や、町全体を巻き込んだ新しい花の名所づくりを検討すべき（例：桜100本植える新名所公園を造る、５年後、全町民に桜の苗木１本プレゼントするとか。植えられる人は植えて、植えられない人は新公園に寄樹→町全員で作った花の新名所、冬は花がないなら植物園を造っては？）。

デジタル技術の活用

- 現状の課題
  - デジタル技術の活用が重要視される中で、高齢者等も多い中で、デジタルに疎い世代や孤立している人を取り残さないフォローも必要という意見。紙媒体の併用など全町民が情報にアクセスできるようにする工夫が求められている。
  - 行政主体で進めるのか、町全体で取り組むのかがわからない。誰がどのように推進するのかを明確にすることが求められている。（マイナンバーカードの利用促進が含まれるのか。）
  - 重要プロジェクトに含めるのか。やらなければならないことなのでわざわざ入れる必要はないのでは。デジタル技術は手段であって目的ではない。
  - 県外などから来て町民になった人の意見を聞きたい。
  - DX化も重点Pなのか？重点に定めた先で何をしたいのか？
- 町民のアイディア
  - 公共施設でのWi-Fi環境の整備や、誰でも使えるデジタルデバイス(PCなど)を自由に使える場所がもっとあると嬉しい。

環境防災先進都市の実現

- 現状の課題
  - 「先進都市」という目標に向けて、具体的にどう進めていくのか。防災においては、孤立の解消が重要とされており、防災施策の方向性は。
- 町民のアイディア
  - 防災士は町に７人いるが、活躍の場がない。防災士を活用し、災害が起こりやすい地区だけでなく町全体をみて、災害リスクの低減に取り組む体制を整備することが重要。
  - 防災訓練は、設営時から住民が行わなければ意味がないのでは。
  - 平時は物流施設、災害時には避難場所にしているところもあると聞いたことがある。ハイウェイオアシスを「小布施防災道の駅」と位置付け、備蓄を充実させてはどうか。
  - 防災施設（倉庫か）の見学をもっと自由にしてほしい。

その他

- 全体に対して
  - 分野別の重点施策が既にあるならば、重複を避けるために「重点プロジェクト」の削除も検討できるのでは。重点プロジェクトを作成するなら各分野から出した方がよいのでは。そもそも重点プロジェクトは基本計画、基本構想どちらに属するの？
  - 「重点プロジェクト」という名称から町の予算がここに重点的に配分される印象を受ける。
  - 未来に向けた重点プロジェクトがない、少ない。今見えている課題や問題を解決させる重点プロジェクトになっている。20年後、30年後目標に向けての具体的なビジョンに基づいた計画を立てることで、長期的なゴールに向けた戦略が明確になる。
  - ５年でここまでやる！という具体的な数字が欲しい。ゼロカーボンの50％削減目標やその他のプロジェクトにおいても、達成基準や進捗がわかる数値を明示することで、計画の進行度が評価しやすくなる。

- 綺麗にまとまっていてとてもいいが、綺麗事になっていないか。町が直面する具体的な課題に対する危機意識を持ち、解決に向けた具体策を打ち出す必要がある。
- 町として攻めるならもっと攻めた内容にするべき。 町として守りたいところはきちんとして。メリハリを！ 今の重点プロジェクトは小布施独自の重点プロジェクトではないのではないか。今やっている業務や施策のブラッシュアップにしかなっていない。もっと重く、絞ってもいいのでは。こういう町を目指す！というものがあってそれに向けた重点プロジェクトになるべきではないか。

- 扱うテーマについて
  - 健康はいきいきと暮らすことのベースとして重要であり、重点プロジェクトに健康に関する項目が追加されてもいいなと思う。
  - 町民にとって優先順位が高い「出産・子育て・教育」の分野が含まれていないことが町の方向性としてとても寂しいし、不安を感じる。今ですら予算がないことでできないことがたくさんあるのに、さらに予算つかなくなる印象を受ける。若い世代が安心して子どもを育てられる環境整備や教育資源の充実を含める。1学年100人を目標とするなど具体的な目標設定が求められている。
  - 役場庁舎も古いが、そのままなのか？XX年までに庁舎を新調、そのための財源はこれで、その確保に向けてこの施策をするというものが重点プロジェクトになるのでは。
  -
- それ以外
  - 潜在的にある差別に対して、インクルーシブ教育を。障がいがあると普通の高校に行けないのか。
  - 祭りや踊りの継承がうまく行われていないと感じる。厳格な指導が遠慮され、伝承が形式的になっている。30代～50代の町民が町外に流出し、コミュニティやつながりが弱まっていることが懸念されている。また、子育て世代が地域活動に参加しない傾向があり、子ども同士の交流機会が少ない点も問題視されている。
  - 自治会や地域によって子どもの多い・少ないという地域格差がある。

３．分野別計画

出産・子育て・教育

- **分野別目標に対して**
  - 「誰一人」という言葉は「すべての子どもが」にした方が良い。
  - 「子育て世帯が～」について対象が限定的であるため、コミュニティ全体の支援を追加したほうが良い。例えば「子育て世帯が支え合いツナガルまち」
  - 「質の高い保育～」は大人の正解を子どもに押し付けるイメージ。また、現在が質の低い保育ととられるかも。例えば、「子どもたちの可能性を引き出し」や「多彩で彩りのある学びと保育が広がるまち」に。
  - 「地域で育む～」について、支援を具体的で手厚いイメージを与えた方がよい。例えば「地域で育む教育と充実したサポートのあるまち」
  - 分野別目標の追加案「結婚から人生のステージを支えるまち」
  - 第六次の計画が良くできていると思う。普遍的なものもあると思う。第六次の時の４つをベースに進めてほしい。表現の仕方が変わっただけかもしれないが、今回のものがしっくりこない。ニュアンスなどを合わせるといいかも。

- 重点施策に対して
  - 重点施策の順番について、対象が多い順番にしたほうが良い。「発達特性～」が一番上は違和感がある。
  - 子どもの思いを受け止める大人づくり→どういった方法で？子どもの思いを受け止める」だけでなく、子どもの個性・主体性を育み・応援する大人づくりが必要ではないか。
  - 保育園に限らず、統廃合の話が数年前から出ていると思うが進んでいないのではないか。
  - SNS上でのいじめが増加しており、親が責任を持って子どもの教育に取り組む必要がある。
  - 小布施学園コミュニティ・スクールで、行う生活リズムとエージェンシーの取り組みは、とても重要な取り組み。第六次総合計画の 1.出産・子育て・教育の重点施策④たくましく、しなやかな心と体を養う環境づくりも継続して第七次総合計画に盛り込んでいただきたい。
- 現状と課題に対して
  - よく「未満児保育の充実や環境整備」といわれるが、３歳まで家庭でみたい人もいる。経済的に苦しかったりして復職せざるを得ない場合があるので、すべてを「保育」で補うのではなく、家庭で育てる人の支援や経済的支援がもっと充実すると良い。
  - 保育士不足が課題で、長野市と比べて時給が低いことも影響している。短時間勤務を希望する人材に対応できるよう、柔軟な採用が必要。保育士のことを考え、「現場で努力を重ねる保育士を支え、待遇や環境の改善、更なる質の向上が求められる」に。保育士のモチベーションを考えたほうが良い。
  - 子育て世帯の希望が多様な中、個々のニーズに合った具体的な支援策が挙げられている（産後ケアや産後うつの対応、小学校以降の支援の程度など）。
  - 子どもを産める若い世代が住みたい、小布施で育ってよかったと思える町にしていくために、行政がどこまで関与するのかを示してほしい。
- 町民の皆さんの声に対して
  - 「子ども教室」や「わんぱく教室」など、地域ぐるみの教育が充実しており、移住相談時に子育て世帯からの評価が高い。
  - 分野別目標に「人権」という言葉は入っていたほうがいいと思う。特に教育分野や別のところに「人権意識を高め、差別のない明るいまち」といった表現を入れるなど。
  - 幼保、小、中の連携が必要不可欠である。

健康・福祉

- 分野別目標に対して
  - 「健康への意識が高いまち」を目指すためにどうしていくのか。「健康への意識」とあるが、もう少し具体的に。食やスポーツにアクセスができるというような書き方はどうか。
  - 「高齢者の暮らしを支えるまち」という表現を「高齢者とその家族を支えるまち」に変更するのはどうか。家族の支援も含めた広い視点を反映できる。
  - 地域で支えあうとは、どのように行っていくのか。自分は親の介護をきっかけに移住した。家族がいない高齢者が増えると思うがどのように支援していくのか？
  - 高齢者“を”支える視点ではなく、高齢者“が”支える、高齢者“も”支える視点になるとよい。

- 重点施策に対して
  - 重点施策に「若い世代からの検診推進と保健指導強化」とあるが、具体的すぎないか？
  - 「若い世代からの健診推進」とあるが、どの世代から見ていくのか。
  - 若い世代から健康、福祉について勉強していますと言えるまちだといいな。それにより健康意識が高いまちになるのではないか。
  - 「支え合い活動の推進」は、方法として「居場所づくり」と入れたほうがわかりやすいのでは。
  - 医療・介護・福祉の連携推進とあるが、出産・子育て・教育との連携も必要ではないか。
- 現状と課題に対して
  - 保健福祉委員は健康づくりを学習して、住民の方向けに広げることが目的ではあるが、活動が多いので大変。保健福祉委員の活動、研修を動画で配信することで忙しい人も見られるのでは。
  - 生活困窮者が増えており、国民年金だけでは生活が難しい。
  - 高齢者支援制度がわかりにくく、親が対象となった際に対応が難しいと感じた。
  - 高齢者向けのデイサービスなどの受け入れ先が不足しており、迅速な対応が必要。
  - 一人暮らしの高齢者が増加しており、地域内でのつながりを強化することが重要。
  - 高齢者のシニアカーが増えており、歩道・道路の整備が必要。
- 町民の皆さんの声に対して
  - 相談、つながり、交流の具体的な場はどこなのか。→箱物も必要ではないか。
  - 審議会の意見がないのは実際に現場が見えていないからではないか。
- その他
  - 第6次総合計画では「健康・福祉・医療」という分野が設けられていたが、今回の素案では「医療」が含まれていない。福祉と医療は一体として充実させるべき。
  - 「高齢」「障がい」「生活困窮」「こども」というくくりを超えて考える体質が必要ではないか。
  - 公共交通が分野別にあがってきてもよいのではないか。（入れるとしたら歩くとか学生、お年寄りにも優しいといった福祉的な視点で健康・福祉の中か？）

学び・文化芸術

- 分野別目標に対して
  - 「アイデンティティ」という言葉がわかりにくい。
  - 「学び・文化芸術」の分野別目標にある「文化・芸術が豊かなまち」の中に「育む」という言葉を入れてほしい。
- 重点施策に対して
  - 喫緊の課題が多い中で、「歴史・文化財の発掘と保存継承」について、現状ではその重要性をあまり感じられない。
  - 町の郷土学習を充実させてほしい。町にせっかくある文化・芸術資源を小さいときから触れさせたほうがよい。子どもたちが触れられるように大人も努力して促していくべき。
  - 現状と課題に対して
    - 松村でのまつぼっくりが次につながっていない。まつぼっくりは月１回公会堂でやっているが、月１回なので居場所になっているか？と思う。いつでもいける、誰かいるよという場所がほしい。松村が先駆者となって、他の地区もアドバイスをもらってやっていけるといい。
    - 家と仕事だけだった人を取り込みたい。得意分野をいかしたい。若い人など人手がほしい。

- 地域活動があっても、中高生の参加率は低くなると思う。

- **町民の皆さんの声に対して**
  - このグループでは第１回目のワークショップから居場所の話をしているが、施策に入れてもいいのではないか？居場所づくりで地域活動の参加を促すこともできる。
  - 移住してきて、友達がいない、これではだめだと思って外に出た。何回か行くと受け入れてくれた。自分で行動しないと次につながっていかない。
  - デジタルの活用の一環として、町公式LINEの登録教室があってもいいかも。
  - 副読本である「ふるさと小布施」は内容が充実していてよい。移住者等にも町のことを知ってもらうために配布するのはどうか？

産業・移住

- **分野別目標に対して**
  - 一度町から出ても帰ってきたいと思える町にしていきたい。
  - 「持続可能な農業で栄えるまち」→農業支援の具体的な考えを示すべきでは？
- **重点施策に対して**
  - 地域の産業や人口増加において、個人が起業しやすい環境を整えることが重要
  - 農商工連携というが、販路（売る所）がなければ意味がない。
  - 産業・移住分野の中で「花」を大切にすることはわかるが、「緑」の景観も大切にしていってほしい。（荒廃農地がない）
  - 気候変動に適応できる農業についての視点もあるとよい。
- **現状と課題に対して**
  - 空き家をカフェなどの観光客が利用するものではなく、住めるような環境に整備していったほうがよい。
  - 空き家対策室の設置や空き家バンクの開設を重点プロジェクトとして明記しても良い。
  - 遊休荒廃農地が増加し、農業従事者の高齢化も進んでいる、農業だけで生計を立てるのが難しいのが現状。
- **町民の皆さんの声に対して**
  - 京都のようにインバウンド客が増加すると住民にはデメリットもある。（中心地の交通渋滞や公共交通機関の混雑等）
  - 中心地だけでなく、町内全体に観光客が訪れてほしい。
  - 観光・交流だけでなく、農業に力を入れるべき。観光と農業のバランスを重視する必要がある。
  - 見にマラソンなどのイベントを通じて地域の魅力を知って移住する方もいる。
  - 小・中が１校ずつであり、比較的どこの地域でも駅が近く不便がないことをアピールすると移住者が増えるのではないか。
- **その他**
  - 人口施策を一過性にしない。
  - 町に移住してきたいと思った人が新しく建てられる場所はあるのか。 →土地単価が他市町村よりも高く、市街化調整区域により建てられない場所が多い。 町の土地のあり方を改めて考えるべきではないか。

環境・防災・インフラ

- **分野別目標に対して**
  - 特になし
- **重点施策に対して**

- 小布施らしい住宅の見直し。令和の時代に合っているのか？
  - ゼロカーボンといいつつフラワーセンターでは冬季に重油を使っていないか。ゼロカーボンの項目で、50パーセントを達成する目安は？ゼロ・ウェイストが中途半端なまま。
- ものがありふれているこのご時世に、ゴミを減らすのは大変。枝木の処分、高齢者は大変。うまく繋ぐことはできないか。

- **現状と課題に対して**
  - 住民の安全を確保するために、安心して利用できる道路の整備が必要。
  - 公共施設等総合計画で個別施設計画は策定されているが、上下水道のインフラ施設についても長期の計画が必要。
- **町民の皆さんの声に対して**
  - 地域内外への交通の便を改善するため、公共交通の整備が必要。
  - ゴミステーションまで遠いと30分かけてゴミ出しに行っているという話も聞く。ゴミステーションが施錠されてしまうところもあり、そうなると朝だけしかゴミを出せないため不便。
  - 公共施設の統廃合も検討すべき。
- **その他**
  - 文章的にはいい。綺麗にまとまっている。スピード感が他の項目とはまるで違う。
  - いつまでに何をしたいのか、具体性が欲しい。
  - どこの自治体でもやっている文言になってしまっていないか。
  - 403号線の整備は触れられていないがどうなった？歩道の拡幅、電柱の地中化を進めてほしい。歩道は凸凹で、シルバーカー、車椅子、ベビーカーなどに優しくない。自転車が歩道を通行していて危険。そもそも町民はあまり利用していないのでは。
  - 県議会議員や国会議員を通じて、町への財源確保を図るための陳情活動を進めていく必要がある。

行政経営

- **分野別目標に対して**
  - 分野別目標はすべて「～のまち」と統一するといいのでは。特に行政経営の部分での統一されていないのが気になる。
- **重点施策に対して**
  - 行政経営分野の重点施策の中にある「職員の衛生管理強化」の「衛生管理」という言葉がわかりにくいため、他の言い方にできないか。
- **現状と課題に対して**
  - 特になし
- **町民の皆さんの声に対して**
  - 行政からの情報はイベント情報が中心ではないか。もう少し普段の活動等にスポットをおいてもいいのでは。
  - 「町報おぶせ」の内容が多すぎるため、必要な情報が見つけやすいようにしてほしい。

その他

- 全ての課題に対して個々人がどう関わっていくのか。
- 決まったことだけに使える予算だけでなく、色々なことに使える予算を。
- もっと連動した支援を。
- 第七次総合計画策定を考える際に、第六次総合計画の結果について中間報告を簡単でいいので提示してほしい。さらに良い計画になるのではないかと思う。

資料３

将来像	将来像実現のための３つの基本理念	分野	分野別目標	重点施策	政策横断プロジェクト
私たちがいきいきと暮らし輝くまち小布施　～つながりの力で未来を創る～	**基本理念１** 暮らしを豊かに 居心地よく 住み続けたくなるまち	出産・子育て・教育	安心して出産・子育てができるまち 質が高く、特色ある保育や学びのあるまち 誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち 地域で育む教育と支援のまち 一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち	相談支援を通じ妊娠、出産から子育てまでを切れ目なく支援 多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現 母子保健と包括的な子育て支援体制の充実 子どもの成長を育む支援体制の充実 子どもの成長、特性に応じた学習環境の充実 町立保育所の将来像の策定と環境整備の推進 発達特性に応じた学習環境づくりの推進 不登校やひきこもりへの支援の強化 児童虐待の防止 いじめ防止対策の強化 子どもの思いを受け止める大人づくりの推進	誰もが移動しやすいまちづくり 年齢や障がいの有無を問わず、町民の誰もが自家用車に頼らずとも、安心して移動できる町の事情に合った公共交通のあり方を町民や交通事業者、福祉事業者等と一緒に検討していきます。
		健康・福祉	健康への意識が高いまち 高齢者の暮らしを支えるまち 生活に困りごとを抱える方への支援のあるまち 障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち 地域で支えあい、誰一人取り残さないまち	若い世代からの健診推進と保健指導強化 社会参加による高齢者の生きがいづくり 各種相談窓口の連携強化、相談窓口の広報 地域における自立生活の推進 支援体制の推進 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容体制の推進 支え合い活動の推進	地域資源を活かしたまちづくり
	基本理念２ 協働と共創 誰もがまちづくりに 積極的に参加するまち	学び・文化芸術	生涯を通じて、共に学び、つながり、支えあうまち スポーツによるアイデンティティが醸成されているまち 文化・芸術を受け継ぎ、次世代へつなぎ、育む豊かなまち	町全体を教室とした社会教育の展開 スポーツ活動を通じた地域の繋がりづくり 博物館・美術館利用環境の充実 文化・芸術に触れる機会の創出 歴史・文化財の発掘と保存継承	自然、伝統、歴史文化、景観、農産物、特産品、人材等の小布施町ならでは地域資源を活用し、地域ブランドの構築や情報発信を積極的に行い、産業を活性化させ、人口の流入を促すよう取り組みます。また、人口減少等により、今後は空き家の増加が見込まれる中、空き家を地域資源と捉え、その利活用を検討していきます。
		産業・移住	持続可能な農業で栄えるまち 既存産業の活性化と次世代の産業創出により地域経済が活性化しているまち 新しい賑わいが生まれるおもてなしのまち 花と緑を介して賑わうまち 移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち	担い手の確保・育成 生産振興と地域内活用 生産基盤の整備 農商工連携の推進、農産物ブランドの再構築 魅力的な事業者誘致、多様な起業支援の推進 空き店舗の活用促進 花のまちづくりの推進 地域の担い手となる若者等の移住・定住の推進	小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にしたまちづくり 豊かな花や緑、そして自然風景と調和した町並みや景観で人々を迎えるうるおいのある美しいまちを目指し、町民や事業者と一緒になって取り組みます。そして、町外の人が町に何度も訪れ、賑わいやつながり、交流が生まれ、町民が暮らしに豊かさを感じるまちづくりに取り組みます。
	基本理念３ チャレンジ 未来に向けて 挑戦し続けるまち	環境・防災・インフラ	将来の災害に備えた強靭なまち 小布施ならではの町並み・景観を大切に新しい視点を取り入れているまち（町並み・景観の醸成） 快適に安心して暮らせるインフラのあるまち（公共インフラの整備） 安心な暮らしが守られているまち（防犯） 豊かな自然が保たれ、環境負荷が抑えられているまち	災害想定・対策の強化 うるおいのある美しいまちづくりの推進 安心して通行できる道路・歩道整備 無電柱化の推進 除雪体制の整備と強化 消費生活相談の充実 ゼロ・カーボン（温室効果ガスを出さない町） ゼロ・ウェイスト（ごみを出さない町）	環境に負荷をかけないまちづくり 「小布施環境グランドデザイン」で定める４つの取り組み（「ゼロカーボン」「ゼロウェスト」「防災・レジリエンス」「サスティナブル観光」）と９つのアクションの実現に向けて、町民とともに取り組みを推進していきます。そして、町民の環境に対する意識の醸成をさらに進め、町民一人ひとりが環境温暖化について考え、環境にやさしいまちづくりに向けて実践していくように取り組みます。
		行政経営	安定的な財政運営 持続可能な行政運営と多様な協働が支えるまち 組織の活性化・職員の能力開発	歳入改革の推進（ふるさと納税等） 住民サービスの向上と業務改善・働き方改革に資する自治体DXの推進 基幹系システムの標準化・共通化対応 広報・広聴活動の充実 公共施設マネジメントの推進 職員の能力開発と資質向上 職員の意識改革と業務の効率化	

資料４

第七次小布施町総合計画（全体像）

第１章　はじめに

第１節　総合計画とは

1　計画策定の趣旨
2　計画の位置付け
3　総合計画と個別計画との関係
4　計画期間
　令和７年度（2025 年度）
　　～令和 11 年度（2029 年度）
5　計画の構成
　①基本構想
　②基本計画

第２節　町の概要

1　町の歩み
2　位置・自然
3　社会・経済的条件

第３節　町を取り巻く状況

1　計画策定の前提となる社会背景
　①急激な人口減少・少子高齢化への対応
　②安心・安全なまちづくり
　③環境問題・エネルギー問題
　④価値観の多様化と社会の再構築
　⑤情報通信技術（ＩＣＴ）と人口知能（ＡＩ）による社会構造の変化
　⑥持続可能な社会の実現に向けた取り組み（ＳＤＧｓ）
2　人口動向
3　町民アンケートによる町民の意向
4　財政状況の見通し
5　人口の変化が地域の将来に与える影響
6　第六次計画の人口ビジョンの目標値の達成状況

第２章　基本構想

第１節　将来像

私たちがいきいきと暮らし輝くまち小布施
～つながりの力で未来を創る～

第２節　基本理念

1　居心地よく住み続けたくなるまち
2　住民がまちづくりに積極的に参加するまち
3　未来に向けて挑戦し続けるまち

第３節　人口ビジョン

目標年　令和 12 年
目標値　10,269 人（国勢調査人口）

第３章　土地利用の方向性

（作成中）以下の内を記載予定
・持続可能な都市経営に向けた土地利用上の課題と強み
・土地利用を取り巻く環境の変化
・2070 年（仮）を見据えて求められる土地利用の方向性
・総合計画で目指していく、各地域の土地利用の方向性

第４章　基本計画

第１節　分野別計画

1　出産・子育て・教育
・安心して出産・子育てができるまち
・質が高く、特色ある保育や学びのあるまち
・誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち
・地域で育む教育と支援のまち
・一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

第４章　基本計画

2　健康・福祉
・健康への意識が高いまち
・高齢者の暮らしを支えるまち
・生活に困りごとを抱える方への支援のあるまち
・障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち
・地域で支えあい、誰一人取り残さないまち

3　学び・文化芸術
・生涯を通じて、共に学び、つながり、支え合うまち
・ｽﾎﾟｰﾂによるｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨが醸成されているまち
・文化・芸術を受け継ぎ、次世代へつなぎ、育む豊かなまち

4　産業・移住
・持続可能な農業で栄えるまち
・既存産業の活性化と次世代の産業創出により地域経済が活性化しているまち
・新しい賑わいが生まれるおもてなしのまち
・花と緑を介して賑わうまち
・移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

5　環境・防災・インフラ
・災害に備えた強靭なまち
・快適に安心して暮らせるインフラのあるまち

6　行政経営
・安定的な財政運営
・持続可能な行政運営と多様な協働が支えるまち
・組織の活性化・職員の能力開発

第２節　政策横断プロジェクト

1　誰もが移動しやすいまちづくり
2　地域資源を生かしたまちづくり
3　小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切したまちづくり
4　環境に負荷をかけないまちづくり

第３節　計画の推進体制及び進捗管理

達成目標（ＫＰＩ）による計画の進捗状況の評価・検証（ＰＤＣＡサイクル）

策定中

資料５

第七次小布施町総合計画
2025－2029
〈素案〉

1120版

策定中

町長あいさつ

策定中

町民憲章

わたくしたちは小布施町民としての誇りをもち、心から愛せるまちをつくります。
・健康で明るい家庭をつくりましょう
・美しい自然を大切にしましょう
・教養を高め、文化と伝統を育てましょう
・特色と活力のある産業を育てましょう
・親切をつくし、心と心をかよわせましょう

町章

小布施町の町章は、「小ブセ」を図案化したもので、円は町民のみなさんの和を表し、一丸となってはばたき、躍進する小布施町を象徴しています。

町の木「栗」

室町時代の初期（貞治６年・1367 年）荻野常倫が旧領の丹波から栗の苗木を取り寄せ、松川の氾濫防止と荒地利用を図ったとも、弘法大師（774～835 年）が当地を巡錫のおり、栗の親木を植えたともいう古い伝説に包まれた歴史を持つ小布施栗は松川扇状地が適地で、独特の風味を持った栗が生産されています。

町の花「りんご」

春一斉に花開く北信濃でひと際目立つのはりんごの花です。りんごの花が咲きほころぶ小布施町を雁田山から眺めると、かすみ草が群れ咲いているように見えます。淡いピンクの小さなつぼみが、白く可憐な花に変わり町全体を包むその姿は、純粋素朴のなかにも品があり、調和のとれた様子は小布施町民を表しているようです。

策定中

目　　次

■第１章　はじめに 6
第１節　総合計画とは 6
１　計画策定の趣旨 6
２　計画の位置付け 6
３　総合計画と個別計画との関係 6
４　計画期間 7
５　計画の構成 7
第２節　町の概要 8
１　町の歩み 8
２　位置・自然 8
３　社会・経済的条件 8
第３節　町を取り巻く状況 9
１　計画策定の前提となる社会背景 9
２　人口動向 11
３　町民アンケートによる町民の意向 25
４　財政状況の見通し 27
５　人口の変化が地域の将来に与える影響 32
６　第六次計画の人口ビジョンの目標値の達成状況 33
■第２章　基本構想 34
第１節　将来像 34
第２節　基本理念 34
第３節　人口ビジョン 35
■第３章　土地利用の方向性第１節 37
■第４章　基本計画 38
第１節　分野別計画 38
１　出産・子育て・教育 38
２　健康・福祉 45
３　学び・文化芸術 51
４　産業・移住 55
５　環境・防災・インフラ 61
６　行政経営 68
第２節　政策横断プロジェクト 72
１　誰もが移動しやすいまちづくり 72
２　地域資源を活かしたまちづくり 72
３　小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にしたまちづくり 73
４　環境に負荷をかけないまちづくり 73

第３節　計画の推進体制及び進捗管理 74
資料編 75
策定経過 75
委員等名簿 75
総合計画審議会委員 75
総合計画審議会幹事 75
総合計画事務局 75
条例・規則 75
小布施町総合計画条例 75
小布施町総合計画審議会規則 75
諮問書・答申書 75
諮問書（写し） 75
答申書（写し） 75

」

■第１章　はじめに

第１節　総合計画とは

１　計画策定の趣旨

小布施町では、令和２年３月に第六次総合計画を策定し、「未来に誇れる私たちの町、小布施」を将来像に据えて、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指してきました。

近年、全国的な人口減少と少子高齢化の急速な進行に加え、気候変動とこれに伴う自然災害の頻発化と激甚化、感染症の流行、デジタル技術の革新的な進歩など、町を取り巻く環境は急激に変化しています。

こうした中、さらに魅力的で持続可能なまちづくりに向けて、町の持つ強みを生かした取り組みをより一層進めていくことが必要です。

第七次総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりの運営指針です。小布施町が置かれている社会情勢を踏まえ、中長期的な視点から小布施町が目指す姿（将来像）とその実現のための基本方針（基本理念)、人口の展望と目標（人口ビジョン）を定めるとともに、町の現状と課題を整理し、５年間で優先的に取り組む重点施策や、基本施策を定めるものです。

策定にあたっては、町民アンケート調査の実施や、ワークショップなどの開催を通して、広く町民の意見を聞き、計画に反映するよう努めました。

２　計画の位置付け

総合計画は、小布施町総合計画条例（令和元年小布施町条例第 18 号）に基づき策定する町の最上位の計画です。地方創生に効果的に取り組むため、数値目標である「人口ビジョン」を設定し、その目標を達成するための重点施策を明らかにし、さらに重要業績評価指標（KPI）によりその達成度を検証していくこととしており、地方版総合戦略としての側面も持っています。

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定し、2023 年度を始期とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。地方においては、この国の総合戦略の内容を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。小布施町総合計画においても、デジタル技術の浸透・進展等の状況を踏まえ、引き続き地方版総合戦略の要素を全て包含した一体的な計画とします。

３　総合計画と個別計画との関係

個別計画は、総合計画に掲げる施策の方向性を特定の行政分野において具体的に明らかにするための計画として位置付けています。各個別計画においても、基本構想の実現を目標とし、基本計画と連動した施策を推進します。

４　計画期間

社会経済情勢の変化や施策の取り組み状況に柔軟に対応するため、計画期間は令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の５年間とします。

５　計画の構成

総合計画の構成は「基本構想」と「基本計画」により構成します。それぞれの内容は以下のとおりです。

①基本構想

基本構想は、「将来像」「基本理念」「人口ビジョン」により構成します。

・将来像・・・・・・小布施町の目指す将来像を定めるもの

・基本理念・・・・・将来像を実現するための基本的な理念を定めるもの

・人口ビジョン・・・人口の分析及び中長期的な将来展望と目標を定めるもの

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために必要な事業に関する５つの分野からなる計画をもって構成します。さらに、それぞれの分野について、ありたい姿（分野別目標）、現状と課題、施策（基本的なもの及び重点的なもの）、達成目標によって構成します。

・ありたい姿・・・各分野の目指すところ

・重点施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、重点的に取り組む施策

・基本施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、継続的に取り組む施策

・達成目標・・・・計画期間中や計画期間終了時の成果目標の測定のための個別の数値目標

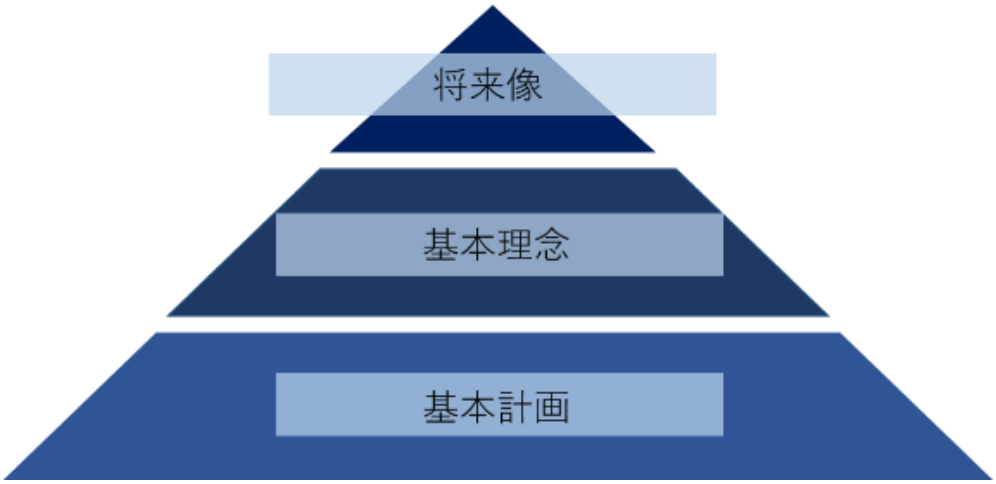

第２節　町の概要

１　町の歩み

町の歴史は、約１万年前の旧石器時代、雁田山麓からとされています。縄文中期末頃には集落が形成され、稲作が行われるなど確かな生活の跡として残され、今日まで連綿と受け継がれています。

江戸時代後期に入り、千曲川の水運が盛んになるとともに、越後小千谷・十日町から飯山・中野を経て上州に至る大笹街道と、直江津・高田（上越市）から柏原・豊野を経て山田街道へと抜ける道は物産交易に大いに役立ち、安市に面影を残す六斎市は近郷の穀物相場の標準とされ、北信濃の経済・文化の中心として栄えていました。また、この賑わいの中から生まれた豪農・豪商たちは、葛飾北斎や小林一茶ら多数の文人墨客を招き、文化の摂取に励み、今に続く文化の薫り高い雰囲気が形成されました。

明治 22 年４月には、市町村制の発足に伴い小布施村・福原村・山王島村・飯田村・北岡村・押羽村が合併して小布施村に、都住村・中松村・雁田村が合併して都住村となりました。

地理的条件を同じくする２カ村は、当時の合併促進法によって昭和 29 年２月に小布施村が町政を施行し、同年 11 月１日に都住村と合併して現在の小布施町となりました。現在は、果樹栽培が盛んな農村として、美しい自然環境に恵まれ、人間味豊かな地域社会を形成しています。特徴ある風土を活かし、先覚の残した文化遺産を継承、発展させ「栗と北斎と花のまち」として全国から注目され、年間 100 万人が訪れる町となりました。

２　位置・自然

小布施町は、長野県の北東部、善光寺平の東縁に位置し、役場の所在地は北緯 36 度 41 分、東経 138 度 19 分にあります。東は雁田山を挟んで高山村に、西部は千曲川を経て長野市に、南部は松川を経て須坂市に、北部は篠井川を挟んで中野市と接しています。

町域は東西 5.7 ㎞、南北 4.8 ㎞、総面積 19.12 ㎢で、長野県で一番面積の小さな市町村です。東部にそびえる雁田山（786.7m）を除き標高はおよそ 300m から 400m と北西に緩く傾斜した地形となっています。

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、最高気温は 35℃、最低気温は－5℃まで下がります。年間降水量は 1,000 ㎜以下と全国的に見ても少なく、寡雨気候となっています。

特有の気候条件と、扇状地で酸性の礫質土壌は、りんごやぶどうなど味の良い果物と、色合いや風味に秀でた特産の栗を産出しています。600 年の歴史を持つ大粒で良質な「小布施栗」を使った地場産業の栗菓子は、信州の代表銘菓として伝統を誇り、全国に名を馳せています。

３　社会・経済的条件

小布施町を南北に縦貫する広域幹線道路として、上信越自動車道、北信濃くだもの街道、国道 18 号及び町の中心部に国道 403 号があります。

上信越自動車道は千曲川の右岸を南北に縦貫し、小布施パーキングエリアに ETC 専用のスマートインターチェンジが設置されています。国道 18 号は千曲川の左岸を一部通過しており、町内への

アクセスとして主要地方道豊野南志賀公園線が接続しています。国道 403 号は中心市街地を通り、中野市～須坂市間をつなぐ南北軸となっています。また東部には北信濃くだもの街道が南北に走り、高速道路に平行して県道村山小布施停車場線があります。

鉄道は、長野市と山ノ内町を結ぶ長野電鉄長野線があり、小布施駅、都住駅が開設されています。

第３節　町を取り巻く状況

１　計画策定の前提となる社会背景

①急激な人口減少・少子高齢化への対応

我が国の人口は、50 年後に７割まで減少することが予想され、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や税収の減少が懸念されています。本町においても、人口減少や人口構造の変容は、子育て、雇用、健康、福祉、産業などのさまざまな分野に影響を及ぼしており、交流人口や関係人口につながる取り組みが必要です。

②安心・安全なまちづくり

近年、地球規模の気候変動の影響による自然災害の頻発化･激甚化が顕著になってい　ます。本町においても、令和元年台風 19 号による千曲川堤防の決壊により甚大な被害を受けました。また全国各地で地震が頻発し、自然災害への備えが求められています。社会生活全般においても火災・交通・防犯・防疫など安心・安全を確保する対策が求められています。

③環境問題・エネルギー問題

国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まる中、日本においても化石エネルギーからクリーンエネルギーへと転換を図る「カーボンニュートラル」や「ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）」など、官民が共に取り組む循環型社会の土壌づくりの方針が示されています。長野県では 2050 年度（令和 30 年度）までにゼロカーボンを実現するという目標を掲げて、取り組みを加速させています。本町においても、令和４年度に「小布施町環境グランドデザイン」を策定し、環境にやさしく、防災に強いまち「環境防災先進都市」を目指しています。

④価値観の多様化と社会の再構築

人生 100 年時代やニューノーマル社会など、変わりゆく社会情勢の中で、価値観の多様化も進んでおり、お互いの違いを認め合い、一人一人の個性が尊重される共生社会の実現が求められています。本町においても、様々な人が自分らしくいきいきと暮らし、誰もが孤立しないまちづくりが期待されます。

⑤情報通信技術（ＩＣＴ）や人口知能（ＡＩ）による社会構造の変化

情報通信技術や人口知能といったデジタル技術の発展とともに、コロナ禍によりテレワーク、ワーケーションといった働き方の多様化が進み、生活様式や社会経済活動は急速に変化してい

ます。本町においてもデジタル技術の利活用に取り組み、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの利便性と室の向上を実現していくことが重要です。

⑤持続可能な社会の実現に向けた取り組み（ＳＤＧｓ）

ＳＤＧｓは、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本町では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、総合計画の推進に取り組んでいきます。

SDGs17 の目標の詳細

目標１　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標２　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標３　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する目標

目標４　すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標５　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標６　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標７　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセルを確保する

目標８　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する

目標９　強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10　各国内及び各国間の不平等を是正する

目標 11　包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12　持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

２　人口動向

時系列による人口動向分析

（１）総人口の推移と将来推計

小布施町の人口は、高度成長期の 1955 年～1970 年に急激な減少期となりました。1970 年代には「団塊ジュニア世代」の誕生及び公営住宅の建設や宅地造成・分譲により、増加傾向が進みました。その後、1985 年の 11,663 人をピークに、ほぼ横ばいの人口を維持していましたが、2005 年から 2015 年は年 0.4%前後の減少が続き、2020 年は 2015 年より 0.4%の減少にとどまり、令和２年度の総人口は 10,660 人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025 年以降は年 5%前後の減少が継続し、2050 年には 8,066 人（2020 年の約 7.5 割）になると推計されています。

老年人口は、1995 年には年少人口を上回り、その後 2020 年まで上昇を続けています。2025 年以降は横ばいとなりますが、2050 年には生産年齢人口を上回ると推測されます。

（２）年齢３区分別人口

年齢３区分別人口の構成の推移をみると、1960 年においては年少人口 30.3%、生産年齢人口 63.1%、老年人口 6.6%でしたが、2020 年までには年少人口 13.1%、生産年齢人口 51.7%と減少傾向、一方、老年人口は 35.2%と、増加傾向にあります。

2045 年の構成は、年少人口 10.9%、生産年齢人口 44.1%、老年人口 45.0%となり、さらなる人口構成の変化が予想されます。

年少人口、生産年齢人口は減少を続けていますが、老年人口は増加を続けています。2020 年における年齢 3 区分の割合を 2010 年と比較すると、生産年齢人口の割合は 6.6 ポイントの減少ですが、年少人口は 0.6 ポイントの減少にとどまっています。老年人口の割合は、7.2 ポイントの増加となっています。

策定中

【図表１　年齢３区分別人口の推移】

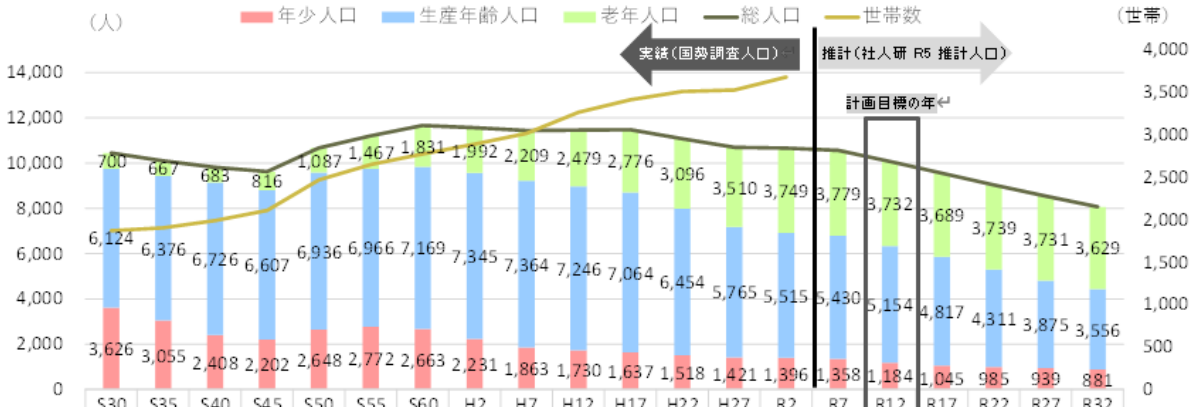

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
老年人口	700	667	683	816	1,087	1,467	1,831	1,992	2,209	2,479	2,776	3,096	3,510	3,749	3,779	3,732	3,689	3,739	3,731	3,629
生産年齢人口	6,124	6,376	6,726	6,607	6,936	6,966	7,169	7,345	7,364	7,246	7,064	6,454	5,765	5,515	5,430	5,154	4,817	4,311	3,875	3,556
年少人口	3,626	3,055	2,408	2,202	2,648	2,772	2,663	2,231	1,863	1,730	1,637	1,518	1,421	1,396	1,358	1,184	1,045	985	939	881
総人口	10,45	10,09	9,817	9,625	10,67	11,20	11,66	11,56	11,43	11,46	11,47	11,07	10,70	10,66	10,56	10,07	9,551	9,035	8,545	8,066
世帯数	1,870	1,903	1,990	2,109	2,469	2,651	2,774	2,890	3,017	3,264	3,412	3,511	3,528	3,680						

※出典：1955 年～2020 年：国勢調査、

2025 年～2050 年：『日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）』

（３）出生・死亡、転入・転出

自然増減（出生数－死亡数）については、1990 年以降、出生数が減り続けています。一方、死亡数は増加傾向にあり、1990 年前後から死亡数が出生数を上回る、自然減の時代に入っています。

2023 年では出生数 57 人に対し死亡数は 145 人で、自然増減は－88 人です。社会増減（転入数－転出数）は、1990 年から 2000 年までは転入数が上回り、その後、増減を繰り返しましたが、2010 年以降は転入数が転出数を上回る傾向にあります。最も減少の大きかった 2008 年は転入数 274 人に対し転出数 374 人で、社会増減－100 人でした。2017 年以降転入超過となっており、2023 年は 95 人の転入超過となっています。

【図表２　出生・死亡、転入・転出の推移】

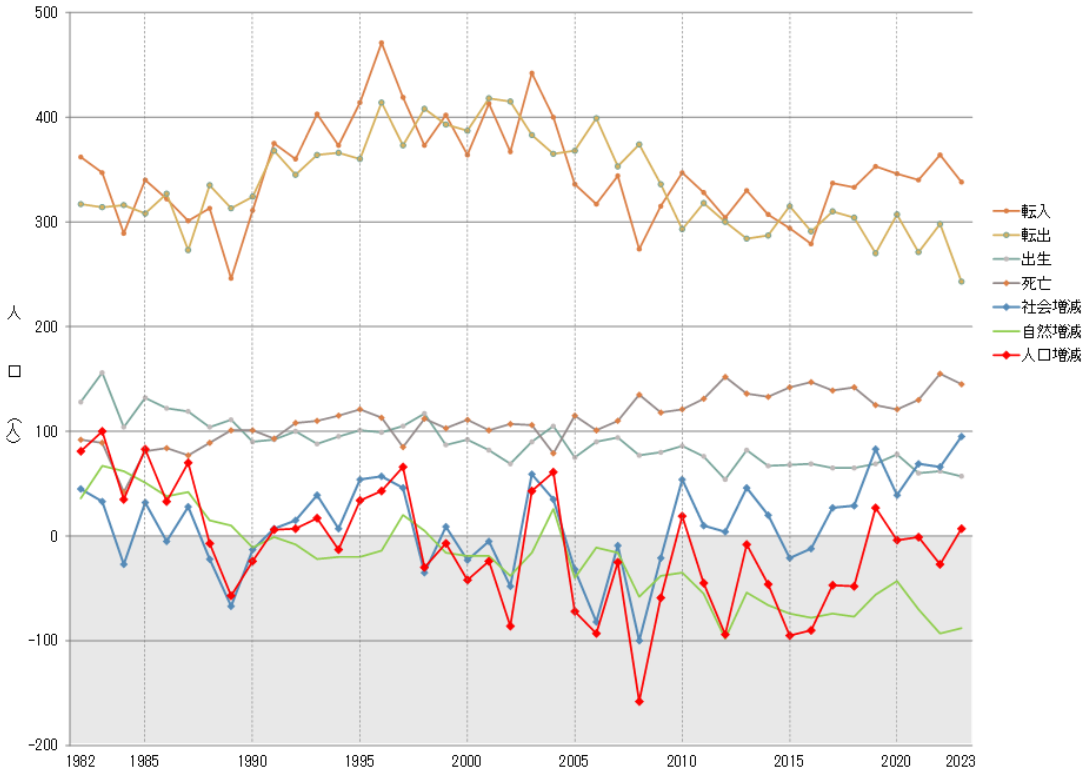

出典：1982 年～1984 年までの人口は国勢調査、1985 年～2023 年（1985 年、1990 年、1995 年、2000 年、2015 年の総人口は国勢調査）は住民基本台帳より作成。人口動態は各年の 1 月 1 日～12 月 31 日の値。

（４）地区別総人口

町外周部と町中心部それぞれの人口推移をみると、町外周部は 2004 年から 2023 年にかけて、平均 0.7%ずつ減少しています。町中心部は、数値は微動するものの、2004 年から 2023 年の年平均減少率は 0.1%であり、人口が微減しています。

【図表３　地区別人口の推移】

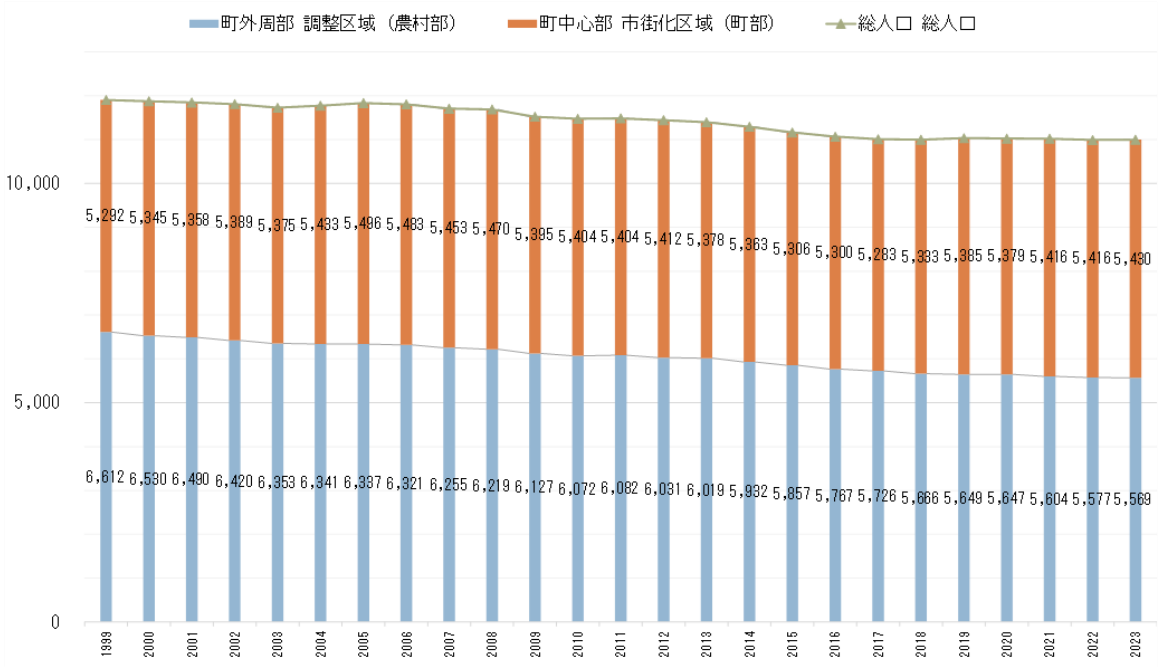

出典：住民基本台帳より作成。人口動態は各年の１月１日～12 月 31 日の値

町外周部：市街化調整区域が占める割合が多い自治会（大島、飯田、林、山王島、北岡、押羽、羽場、六川、中子塚、矢島、清水、中条、松村、雁田、水上）

町中心部：市街化区域の占める割合が多い自治会（東町、上町、中町、伊勢町、中央、中扇、横町、福原、栗ガ丘、松の実、千両、松川、クリトピア）

（４）転入・転出の状況

小布施町における 2023 年の転入数は 338 人、転出数は 243 人であり、純移動数（転入数－転出数）は+95 人と、転入超過になっています。

転入は県内（通勤通学率 10%圏内）の移動が最も多く、次いで県内（通勤通学率 10%圏外）、転出は、県外（東京圏）、県外（東京圏外）の順です。

【図表４　小布施町の転入・転出の状況（令和５年）】

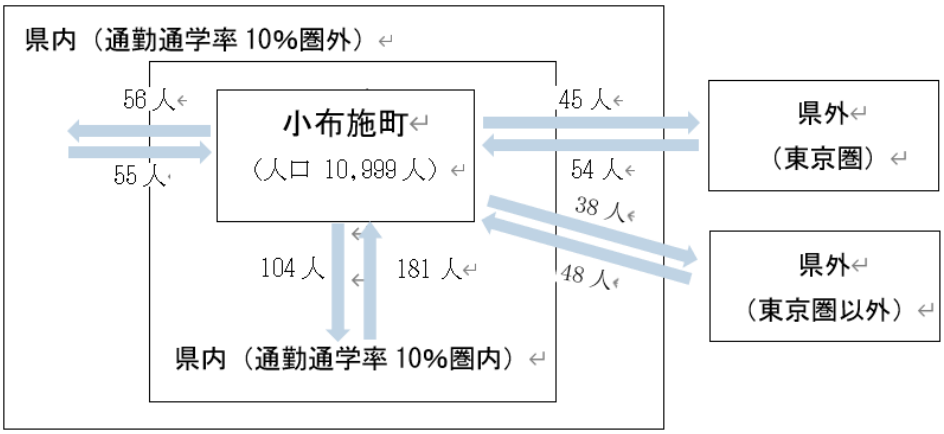

【図表５　小布施町の転入・転出と純移動数（令和５年）】

	転入数	転出数	純移動数	純移動の割合
県内 （通勤通学率 10%圏内）	181	104	77	81.1%
県内 （通勤通学率 10%圏外）	55	56	-1	-1.1%
県外（東京圏）	54	45	9	9.5%
県外（東京圏以外）	48	38	10	10.5%
合計	338	243	**95**	100.0%

注）通勤通学率 10%圏内は長野市、須坂市、中野市、東京圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県
出典：住民基本台帳、各年 12 月 31 日現在

（５）性別・５歳階級別転入・転出の状況

転入の多い階級は、男性は 20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳です。女性は、20～44 歳までの階級において 15 人以上の転入がみられ、特に 25～29 歳の転入が多いです。男女ともどの階級も、県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多いです。

【図表６　５歳階級別転入数の状況（男性，令和５年）】

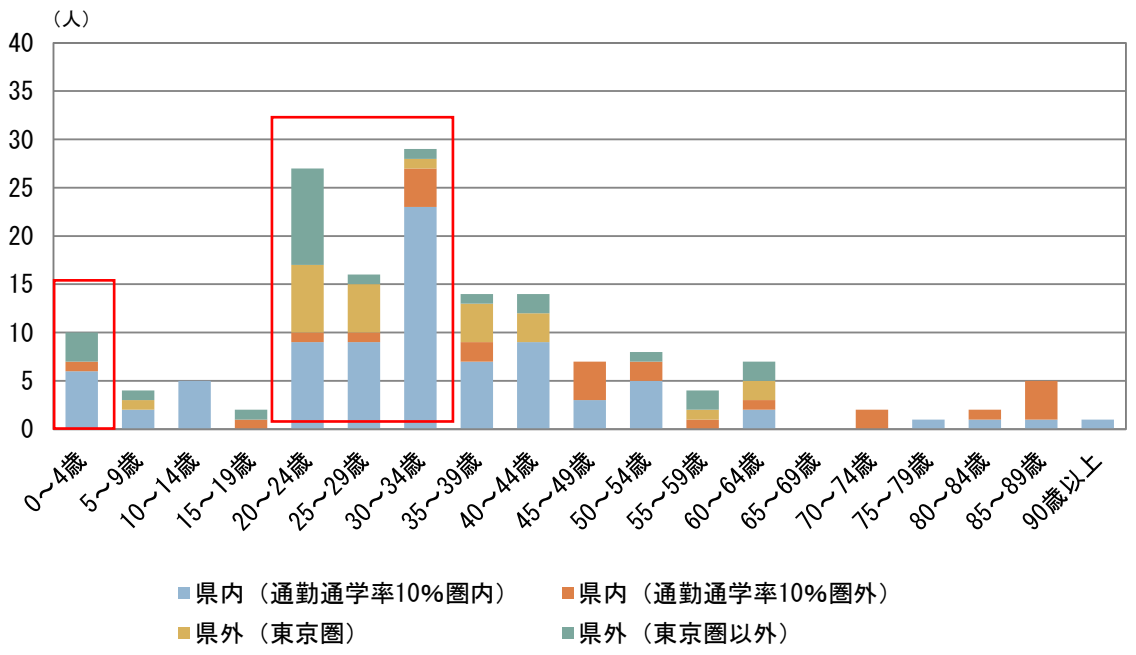

【図表７　５歳階級別転入数の状況（女性，令和５年）】

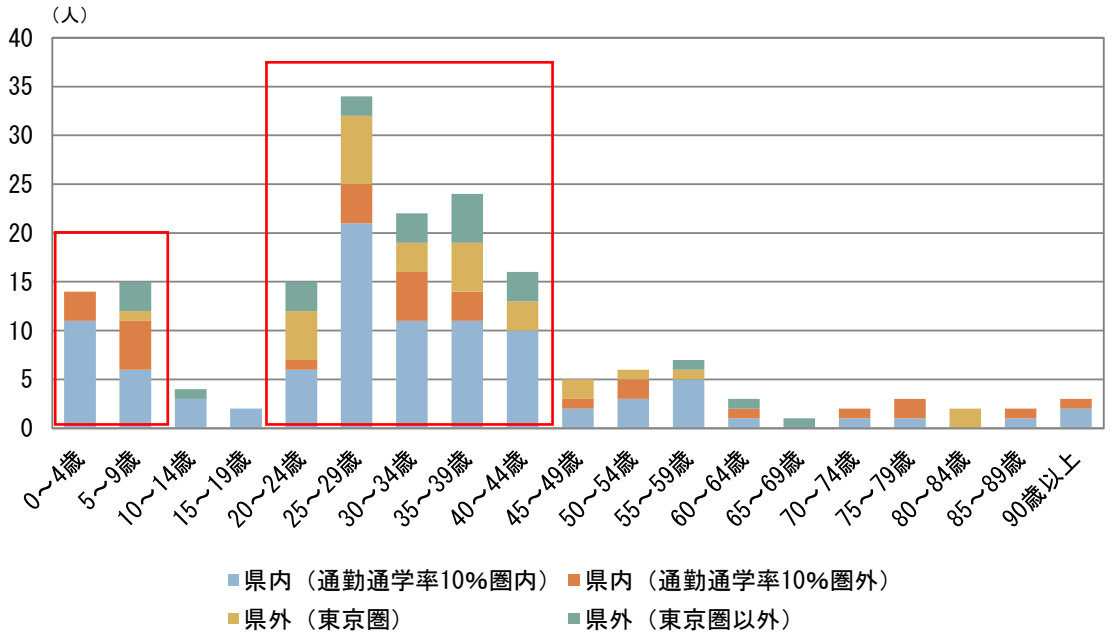

【図表８　５歳階級別転出数の状況（男性，2023 年）】

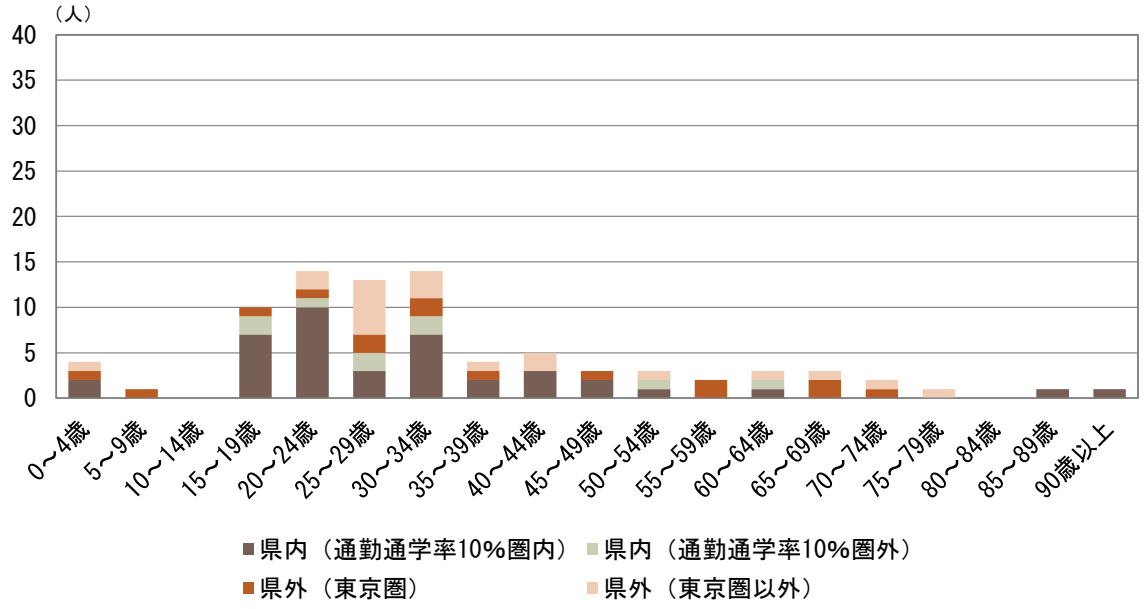

【図表９　５歳階級別転出数の状況（女性，2023 年）】

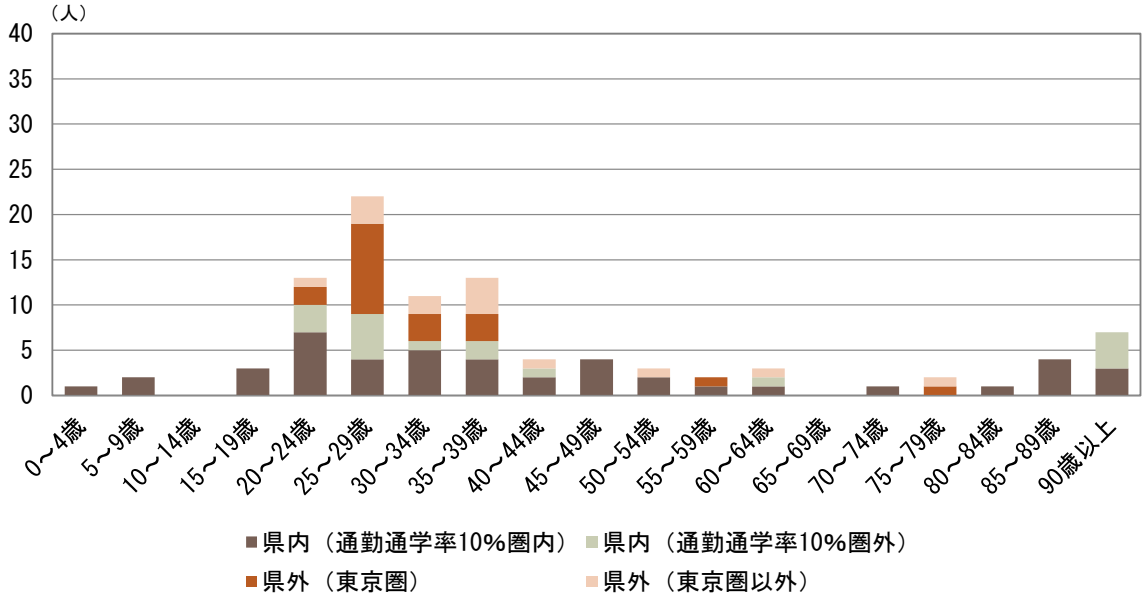

純移動（転入数－転出数）は、男女ともに 0～14 歳はプラス（転入超過）となっています。男性は、15～19 歳でマイナス（転出超過）となり、20 歳～59 歳まではプラス（転入超過）です。特に、30～34 歳の県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多いです。

女性は、84 歳以下のすべての階級でプラス（転入超過）となっています。男性に見られる 15～19 歳の転出超過はあまりなく、25～29 歳の県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多いです。

【図表 10　５歳階級別純移動数の状況（男性，令和５年）】

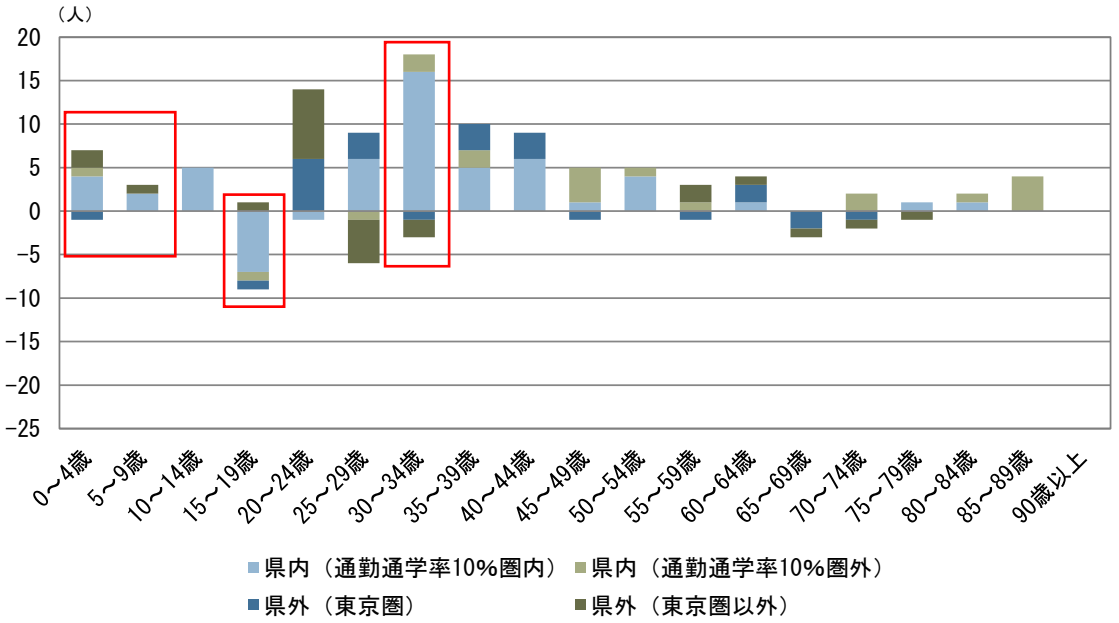

【図表 11　５歳階級別純移動数の状況（女性，令和５年）】

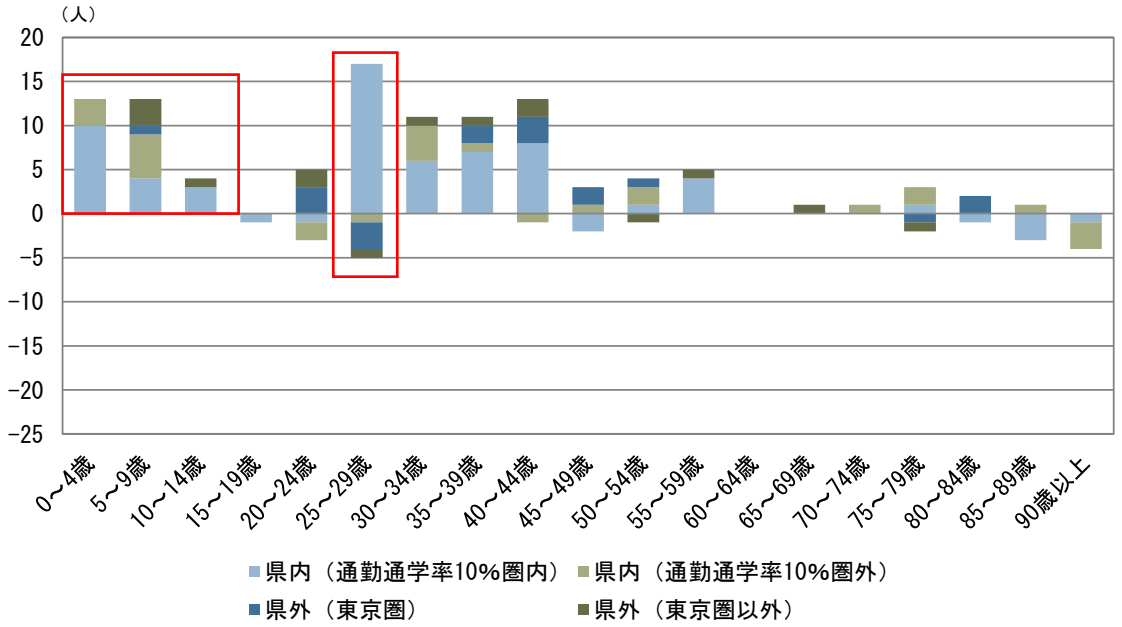

出典：住民基本台帳、各年 12 月 31 日現在

（６）子育て世帯の社会増減

子育て世帯を 0～9 歳・30～39 歳と想定した場合、小布施町の令和元年から令和 5 年における子ども 0～9 歳、30～39 歳の社会増減（転出入）の平均人数は、0～9 歳が 34 人、30～39 歳は 34 人の転入超過で 4 人家族とした場合、17 世帯の社会増となります。

【図表 12　令和元年～令和５年の転入・転出者数】

	令和元（2019）年					令和2（2020）年					令和3（2021）年				
	転入		転出		増減	転入		転出		増減	転入		転出		増減
	男	女	男	女		男	女	男	女		男	女	男	女	
0～4歳	31	20	10	8	33	19	16	12	11	12	13	20	6	2	25
5～9歳	9	11	0	3	17	3	9	6	3	3	7	10	5	0	12
25～29歳	15	32	12	29	6	29	29	27	23	8	30	31	25	21	15
30～34歳	32	35	24	26	17	21	29	18	16	16	26	24	20	17	13
35～39歳	25	20	7	7	31	15	15	11	16	3	15	17	8	12	12
40～44歳	15	15	13	5	12	13	13	13	10	3	11	16	9	8	10
25～39歳合計	72	87	43	62	54	65	73	56	55	27	71	72	53	50	40
30～39歳合計	57	55	31	33	48	36	44	29	32	19	41	41	28	29	25
30～44歳合計	72	70	44	38	60	49	57	42	42	22	52	57	37	37	35

策定中

	令和4（2022）年					令和5（2022）年					5カ年平均				
	転入		転出		増減	転入		転出		増減	転入		転出		増減
	男	女	男	女		男	女	男	女		男	女	男	女	
0～4歳	26	15	8	5	28	10	14	6	4	14	20	17	8	6	22
5～9歳	8	7	4	1	10	4	15	1	2	16	6	10	3	2	12
25～29歳	31	29	37	32	−9	16	34	18	27	5	24	31	24	26	5
30～34歳	25	27	21	23	8	29	22	15	12	24	27	27	20	19	16
35～39歳	22	24	10	12	24	14	24	5	15	18	18	20	8	12	18
40～44歳	10	11	11	4	6	14	16	6	5	19	13	14	10	6	10
25～39歳合計	78	80	68	67	23	59	80	38	54	47	69	78	52	58	38
30～39歳合計	47	51	31	35	32	43	46	20	27	42	45	47	28	31	33
30～44歳合計	57	62	42	39	38	57	62	26	32	61	57	62	38	38	43

年齢階級別の人口変化分析

（１）性別・年齢階級別の人口変化の状況

男性・女性ともに「10～14 歳が 15～19 歳になるとき」及び「15～19 歳が 20～24 歳になるとき」に大幅に人口が減少しています。これは、高等教育機関などへの進学や町外への就職に伴う転出が主な要因であると考えられます。

一方、「20～24 歳が 25～29 歳になるとき」、「25～29 歳が 30～34 歳になるとき」に人口が増加しています。これは、結婚、もしくは大学卒業後のＵターン就職に伴う転入の影響が考えられます。

なお、「60～64 歳が 65～69 歳になるとき」以降も人口が減少しますが、これは自然増減によるものであると考えられます。

【図表 13　性別・年齢階級別人口変化（2015 年→2020 年）】

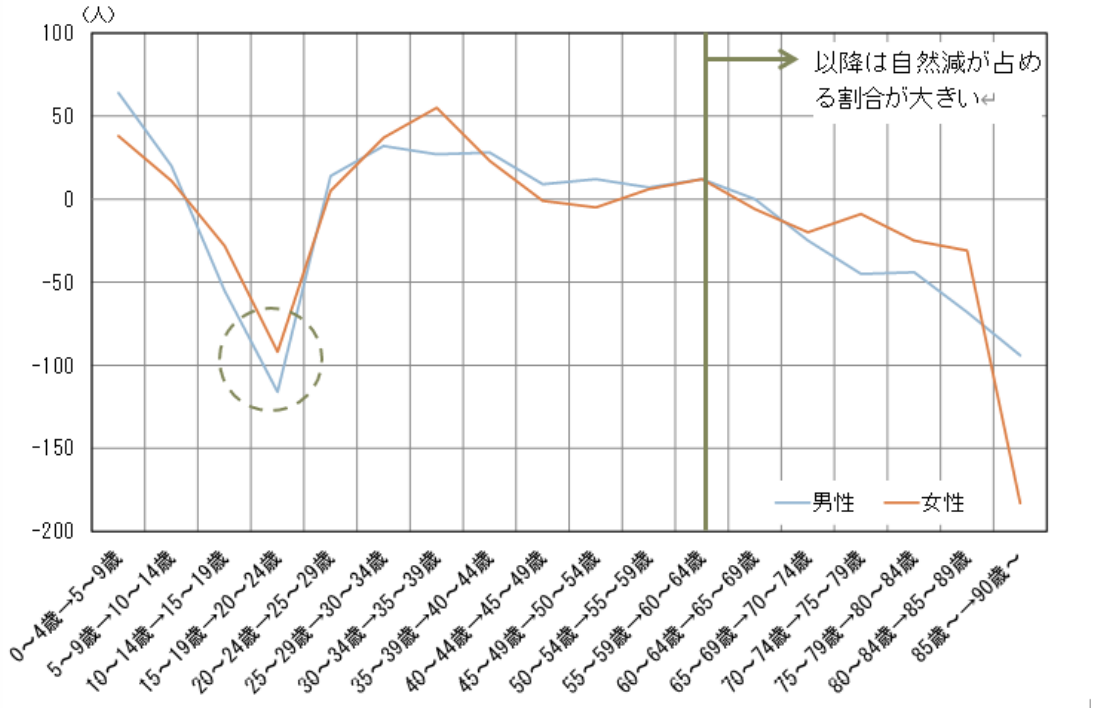

（２）性別・年齢階級別の人口変化の長期的動向

【図表 14　年齢階級別人口変化の長期的動向（男性，1980 年→2020 年）】

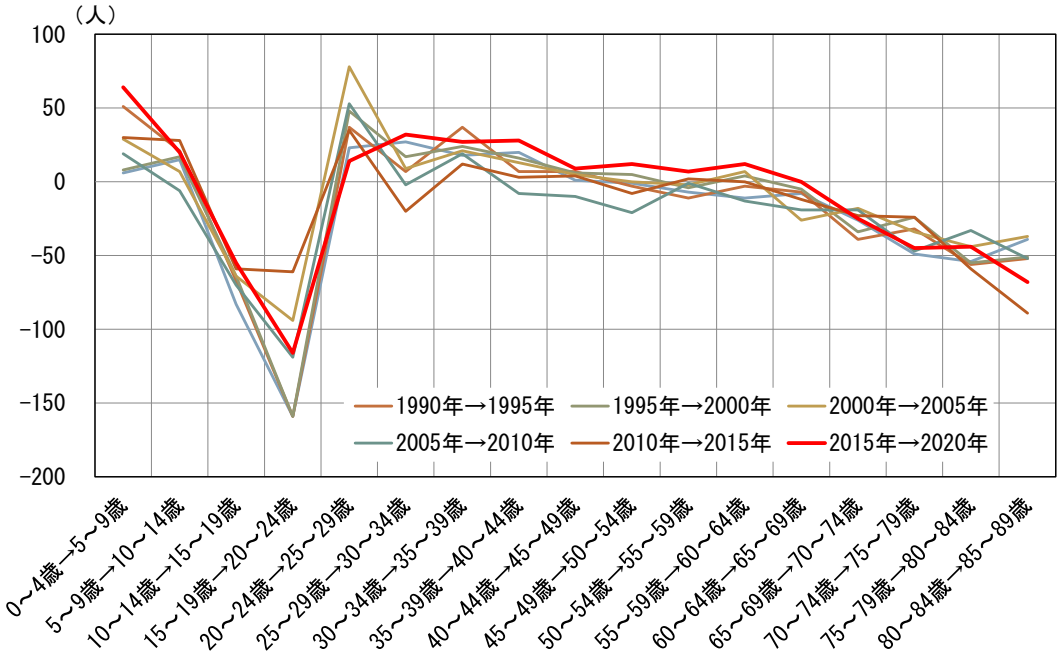

【図表 15　年齢階級別人口変化の長期的動向（女性，1980 年→2020 年）】

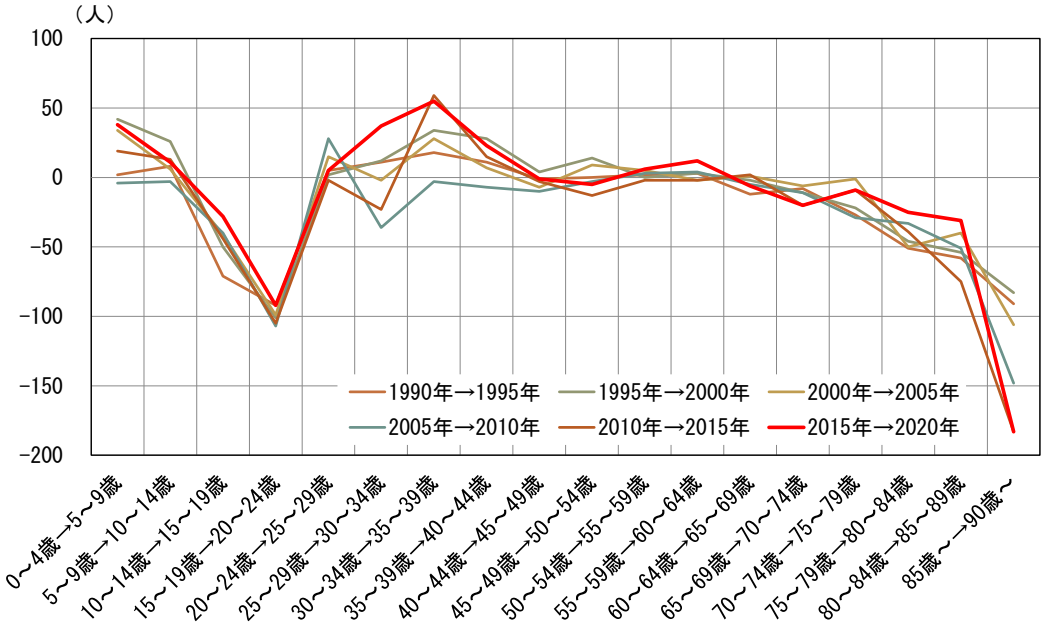

出生に関する分析

小布施町における合計特殊出生率は 2008 年～2012 年の 1.39 から増加傾向にあり、2013 年～2017 年、2018 年～2022 年では、1.51 に増加しています。2018 年～2022 年では、全国値と長野県値を上回っています。

【図表 16　合計特殊出生率の推移】

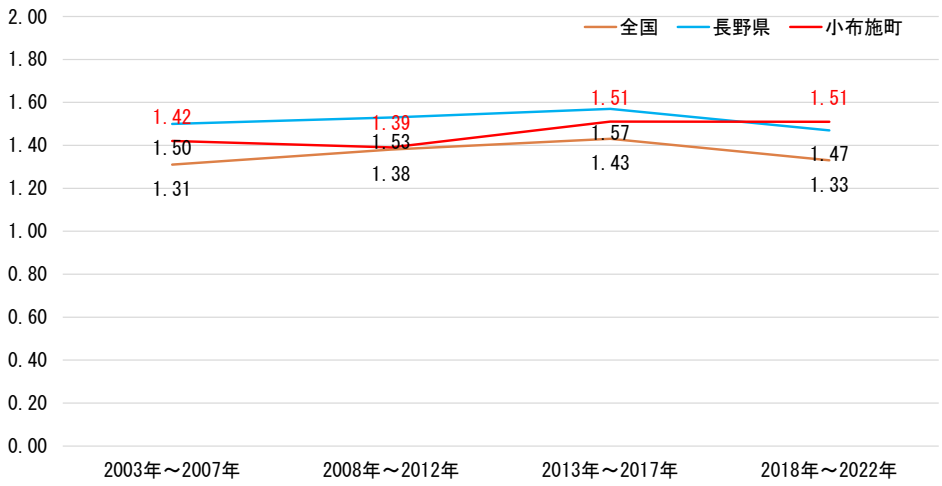

【図表 17　合計特殊出生率】

	2003 年～2007 年	2008 年～2012 年	2013 年～2017 年	2018 年～2022 年
全　　国	1.31	1.38	1.43	1.33
長 野 県	1.50	1.53	1.57	1.47
小布施町	1.42	1.39	1.51	1.51

出典：平成 30 年～令和 4 年 人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率 「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するが、本統計においては、5 歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出している。算出に用いた 15 歳及び 49 歳の出生数にはそれぞれ 14 歳以下、50 歳以上を含んでいる。なお、年齢不詳は年齢階級別に按分して加えられている。

雇用や就労に関する分析

（1）産業別就業者の状況

第 1 次産業、第 2 次産業の就業者数はどちらも減少傾向にあります。第 3 次産業の就業者数は 2005 年以降に減少し、2010 年以降に増加しています。就業者の構成比をみると、第 1 次産業の就業者割合が国や県よりも多くなっています。

【図表 18　産業別就業者の推移】

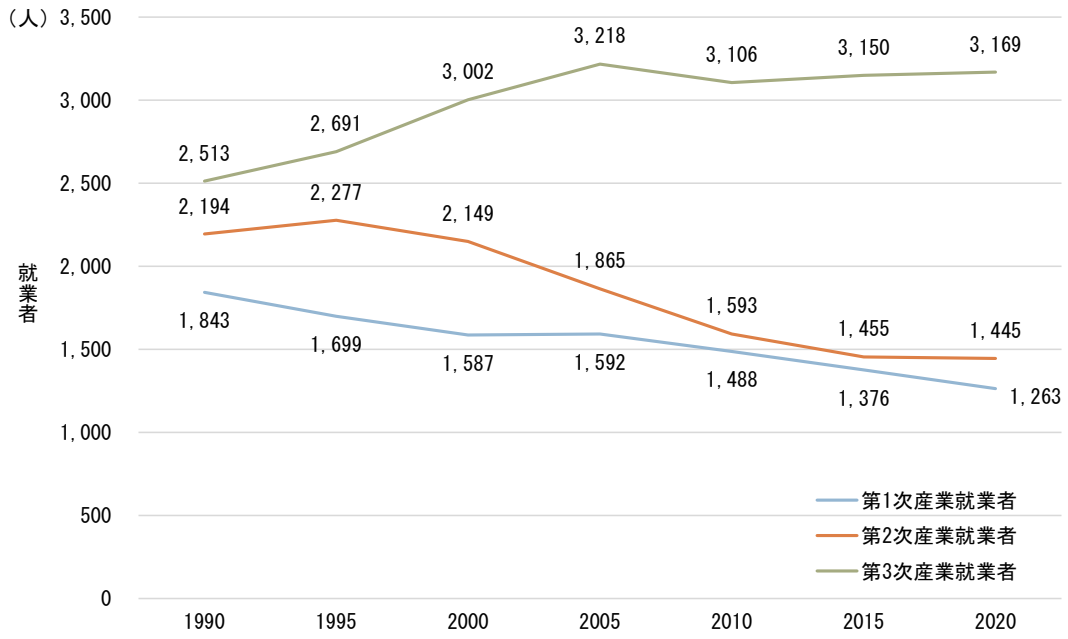

【図表 19　産業別就業者構成比（2020 年）】

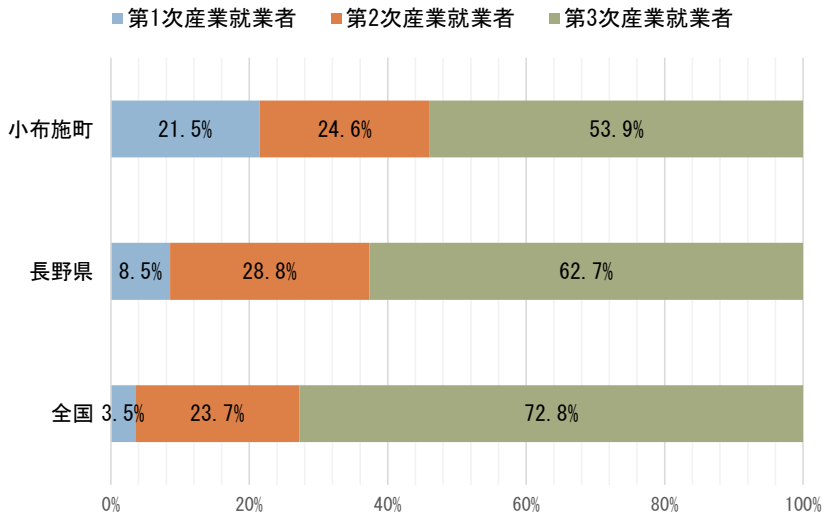

出典：国勢調査

（２）男女別産業人口の状況

男性は、農業、建設業、製造業、卸売・小売業の就業者が多いです。女性は、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の就業者が多いです。

特化係数（産業別の小布施町の就業者比率／全国の就業者比率）をみると、農業が男女とも（男性 6.2、女性 8.0）高く、次いで複合サービス事業（男性 1.7、女性 1.6）、製造業（男性 1.3、女性 1.4）が高いです。

【図表 20　男女別産業人口（2020 年）】

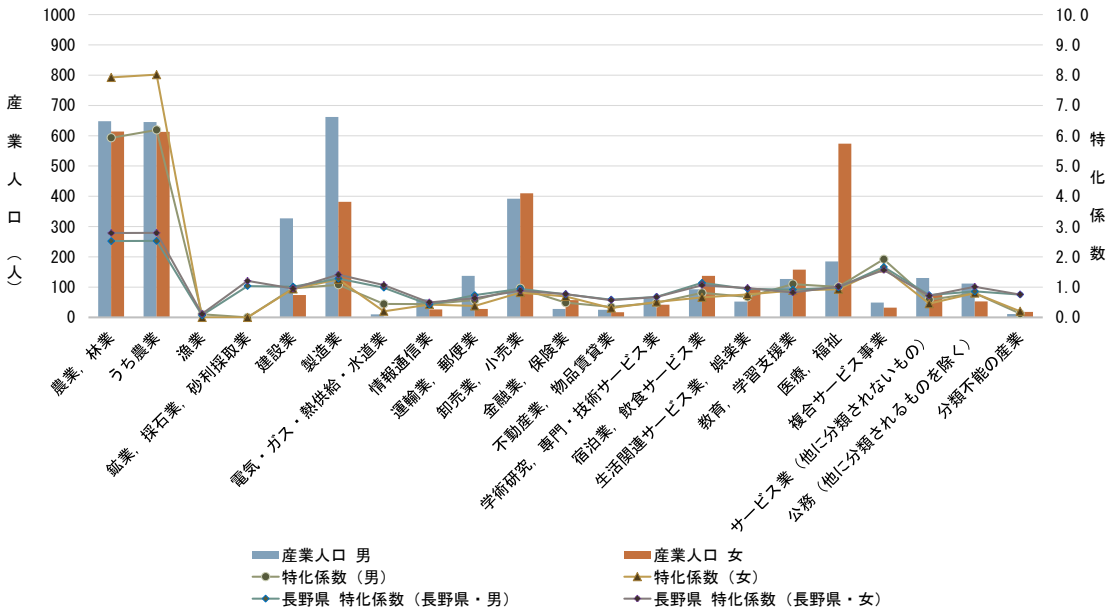

出典：国勢調査

特化係数：産業別の小布施町の就業者比率／全国の就業者比率

（３）年齢階級別産業人口の状況

男女ともに就業者数と特化係数が最も高い農業は、60 歳以上が約 70%を占めており、高齢化が進んでいます。今後、就業者が急激に減少する可能性があり、担い手の確保が課題です。

製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療福祉は、比較的年齢構成のバランスが取れており、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっています。建設業も比較的年齢構成のバランスが取れていますが、15～29 歳の割合が低い点が懸念されます。

【図表 21　年齢階級別産業人口の割合（2020 年）】

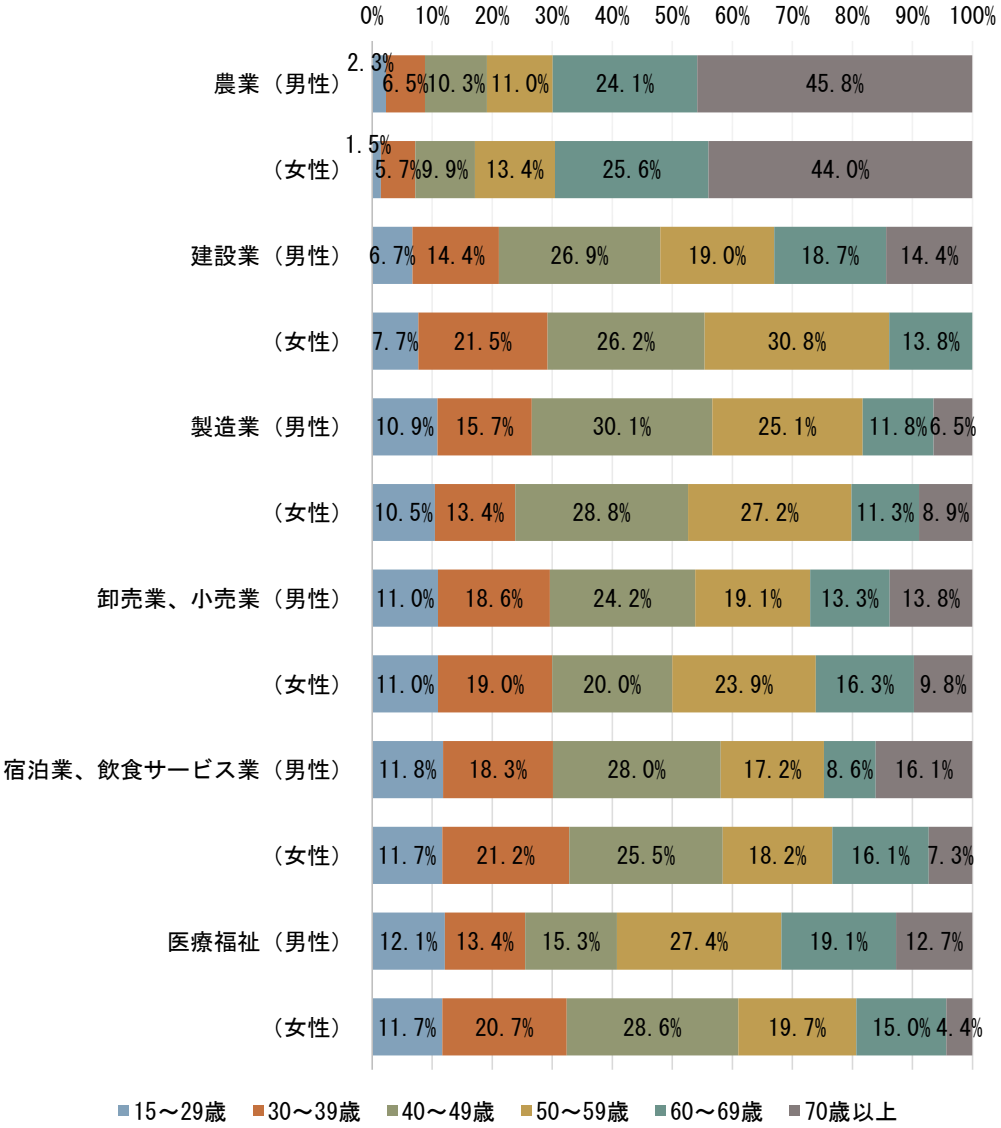

出典：国勢調査

3　町民アンケートによる町民の意向

【アンケート概要】

項　目	内　　容
対象者	小布施町民 1,000 名
抽出方法	小布施町に住民票のある 15 歳以上の町民から、1,000 名を性別・年代・居住地を考慮して無作為で抽出
配布	郵送による配布４月 26 日（金）発送
回収	郵送による回収５月 20 日（月）締め切り
回収数・回収率	回収数：361 枚、回収率：36.1%

（1）小布施町の魅力について

小布施町に対して感じる魅力、好きなところは、「町外の人から「小布施っていいよね」と言われることがある」が 60.6%で最も多く、次いで「山や緑など自然環境に恵まれている」49.0%、「観光資源や歴史的資産に恵まれている」が 40.6%です。

【図表 22　小布施の魅力・好きなところ】

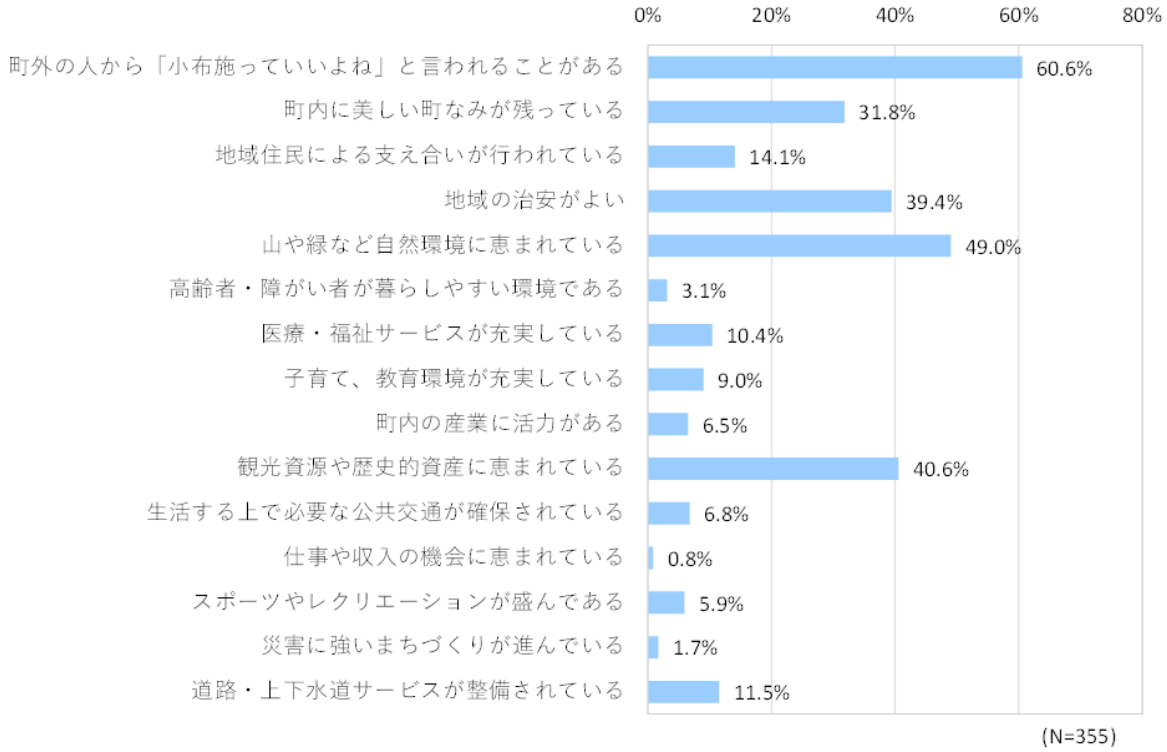

（2）小布施町での居住意向について

今後の小布施での居住意向の割合は、「住み続けたい」、「できれば住み続けたい」の合計が 83.7%を占めます。

【図表 23　小布施での居住意向】

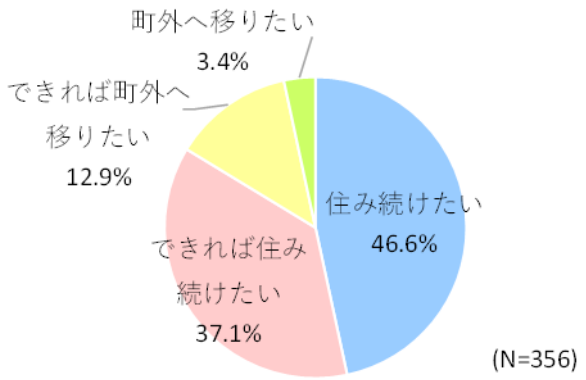

（３）小布施町の問題点について

小布施町に対して感じる問題点は、「生活する上で必要な公共交通が確保されていない」が 45.6%で最も多く、次いで「仕事や収入の機会が少ない」が 38.7%、「道路・上下水道サービスが不十分である」が 31.7%です。

【図表 24　小布施の問題点】

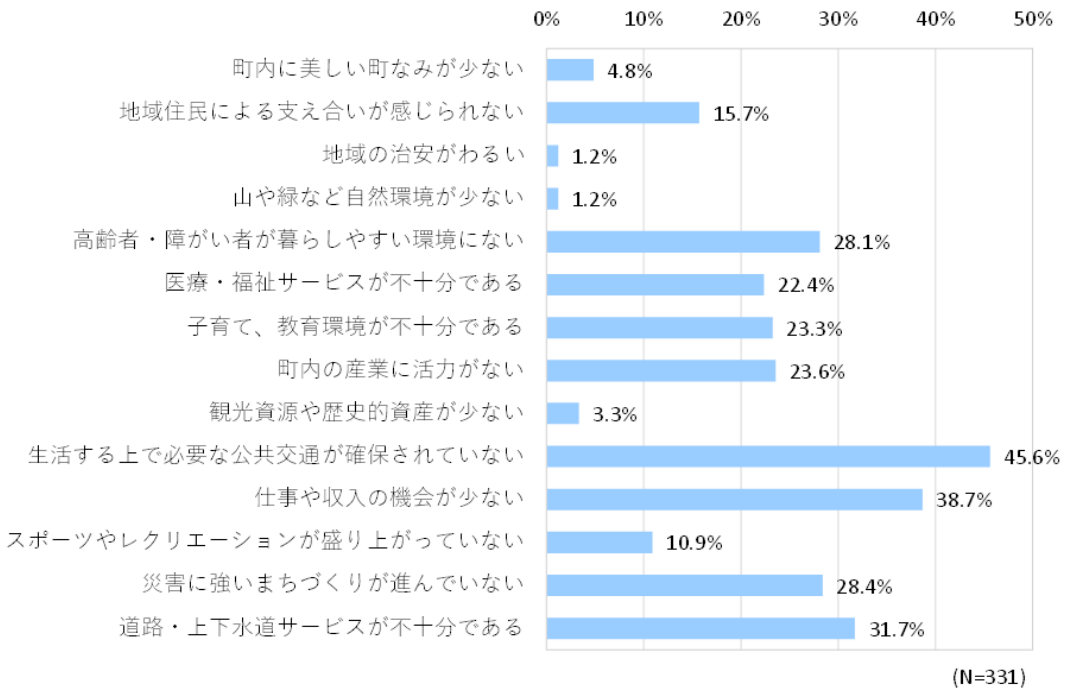

（４）小布施町のこれからのまちづくり施策について

得点順位では、「出産・子育て・教育（出産・子育て支援、幼児教育、学校教育、教育機関との連携）」が 1,792 点で最も高いです。

（得点は、1 位を 7 点、2 位を 6 点、3 位を 5 点、4 位を 4 点、5 位を 3 点、6 位を 2 点、7 位を 1 点とし、全順位の得点を合計した点数）

【図表 25　充実を図るべき分野（得点順）】

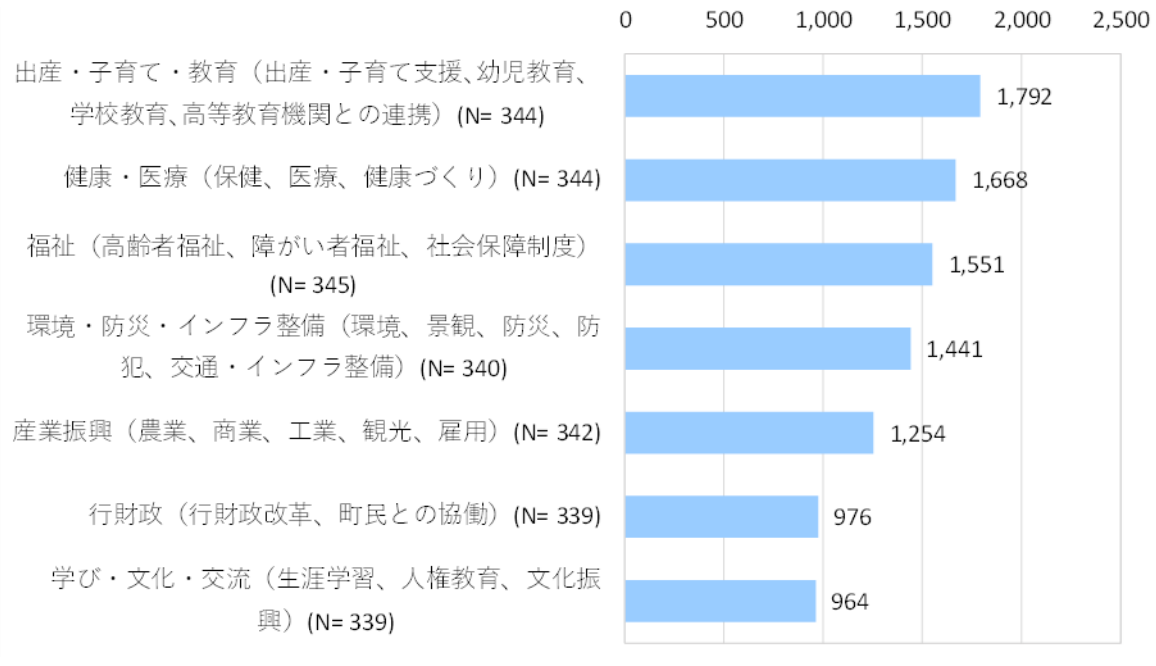

4　財政状況の見通し

（1）税収の減少（町民税）

町税は町民税、固定資産税、軽自動車税等から構成されます。一般的に町民税は人口の影響を受けやすいとされています。2024 年度の予算より、生産年齢人口（15～64 歳）一人あたりの町税額を算出し、それを基に町税の変化をみると、2024 年の 1,164 百万円が 2070 年は 594 百万円と、ほぼ半減します。

税収全体においては人口減少の影響を受けにくいものもありますが、政策的な投資を行うためにも財政効率化の必要性が高いと考えられます。

【図表 26　町税の変化】

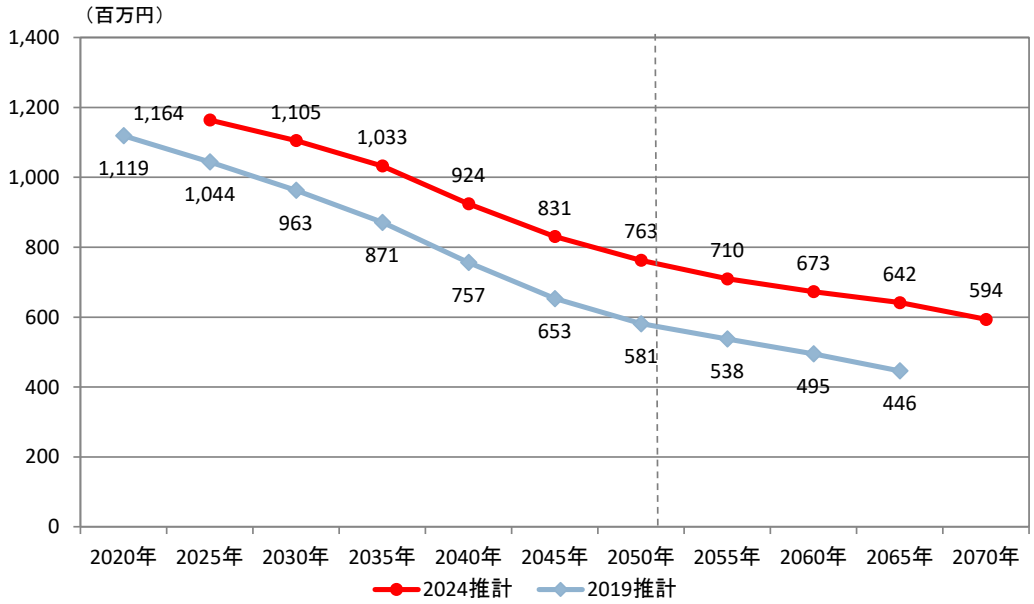

※社人研「日本の地域別将来推計人口」（パターン 1）より作成

2019 年推計は 2019 年度の予算額、町税 1,119,164 千円を、生産年齢人口 5,278 人（2020 年推計値）で除すことにより、生産年齢人口 1 人あたりの町税を 212,062 円とし、算出。2024 年推計は、2024 年度の予算額、町税 1,163,851 千円を生産年齢 5,431 人（2025 年推計値）で除すことにより、生産年齢人口 1 人あたりの町税を 214,329 円とし、算出。

イ　町債の状況（普通会計）

【図表 27　町債発行額の推移】　（単位：千円）

年度	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算
町債発行額	87,200	52,900	20,600	85,900	43,500
年度	R 元決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算
町債発行額	31,400	64,300	28,500	79,100	75,600

【図表 28 公債費(町債元利償還金額)の推移】 （単位：千円）

年度	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算
町債元利償還金額	463,974	429,476	402,513	432,538	384,526
元金	419,739	394,309	374,966	411,571	368,937
繰上償還分	－	－	－	43,000	31,850
支払利子	44,235	35,167	27,547	20,967	15,589
年度	R 元決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算
町債元利償還金額	365,971	273,764	290,020	337,379	279,487
元金	354,116	264,806	282,047	327,925	272,780
繰上償還分	58,500	－	－	46,000	－
支払利子	11,855	8,958	7,973	9,454	6,707

※借換債を除いた実質的な借入及び元利償還金額です。

【図表 29 年度末町債残高と実質公債費比率の推移】

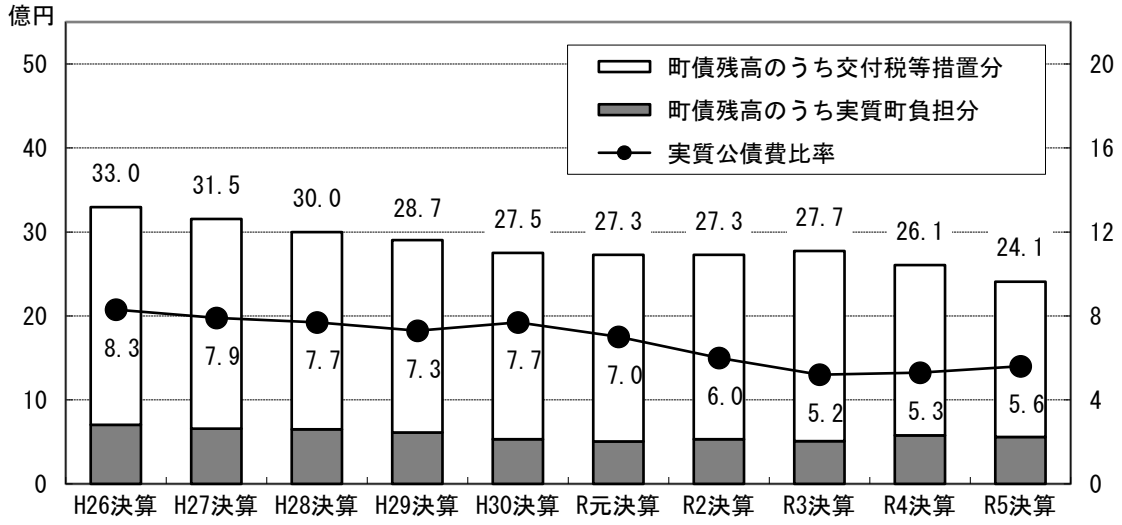

ロ　町債残高

新たな起債を極力抑え、計画的に繰上償還を実施してきた結果、普通会計の町債残高は、平成 11 年度の 75 億 1 千万円をピークに減少傾向にあります。

令和５年度末の残高 24 億 794 万 3 千円のうち、18 億 4,897 万円(76.8%)程度は後年度に地方交付税での措置など、特定の収入でまかなわれ、実質的には町の負担となりません。

ハ　実質公債費比率

地方債協議制度への移行に伴い新設された指標です。従来の起債制限比率の算定においては対象とされていなかった公営企業会計（上水道事業、下水道事業等）の公債費に充当した繰出金や、一部事務組合の公債費に係る負担金等を含め、実質的な公債費が標準財政規模に占める割合を示したものです。18%以上の場合は、地方債の発行に際し許可が必要となりま

す。（令和４年度　県平均:6.3%）

（３）基金の状況（普通会計）

【図表 30　基金残高の推移】

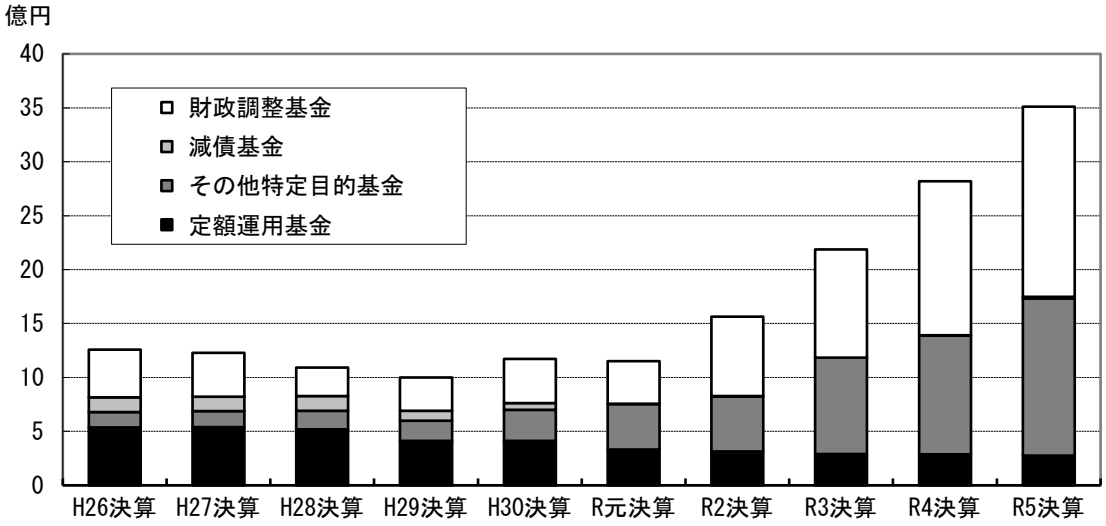

令和５年度末の基金残高は 35 億 1,148 万 1 千円で、前年度末に比べ 6 億 9,312 万 7 千円増加しました。基金のうち財政調整基金は前年度末より 3 億 3,638 万円増の 17 億 6,294 万 4 千円となり、令和３年度末以降、目標の 10 億円を確保している状況です。総務省が平成 29 月 11 月に実施した全国調査「基金の積立状況等に関する調査」において、財政調整基金の規模の考え方について、市町村（一部事務組合を含まない。）では「標準財政規模等の一定割合」とした回答が多く、そのうち「５%超～20%以下」との回答が最も多くなっている中、本町における令和５年度末の財政調整基金は、令和５年度の標準財政規模の 51.4%となっています。

策定中

（４）財政指標の状況（普通会計）

イ　義務的経費

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した町独自の取り組みを行う余裕がなくなります。町民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

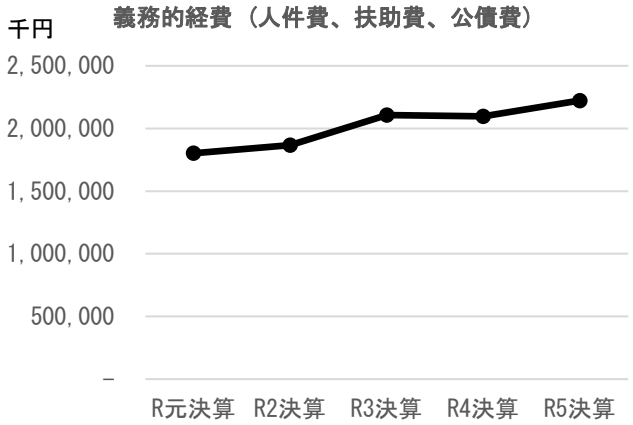

ロ　経常収支比率

経常収支比率が大きいほど、経常的な経費が多いことを表します。
これが 100%を超えると、経常的な一般財源では経常的な経費を賄いきれないということになります。

この値は、70～80%が望ましいとされています。これは経常的な一般財源の 20～30%を新たな町民ニーズへの対応など自由に使えることを意味します。

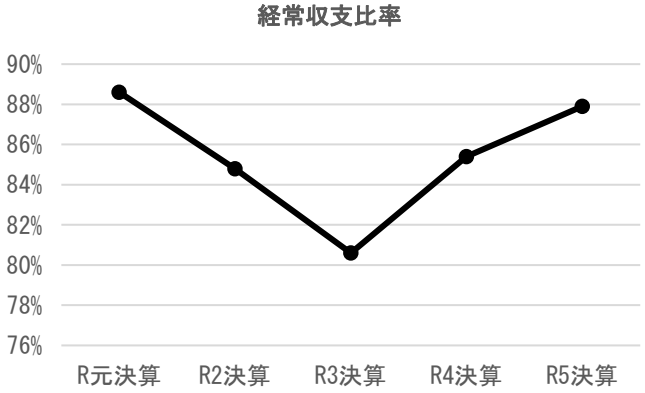

ハ　財政健全化法における基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体は健全化判断指標の公表が義務付けられています。公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率の４指標です。

小布施町はいずれの指標も早期健全化の基準値を下回っており、指標の上では健全な財政状況にあるといえます。

策定中

区　分	R元 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	7.0%	6.0%	5.2%	5.3%	5.6%	25%	35%
④将来負担比率	—	—	—	—	—	350%	—

５　人口の変化が地域の将来に与える影響

人口減少及び人口構造の変容の影響は、長期的かつ多岐にわたることが想定されます。人口減少が長期的に与える様々な影響やリスクを想定した上で、長期的な視点に立ち、政策・施策を検討していく必要があります。

（１）産業への影響

生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用の量や質が低下することが懸念されます。また、本町の基幹産業である農業については、担い手不足により耕作放棄地の増大と多面的機能の喪失が進み、農山村の風景や環境が維持できなくなる可能性があります。消費人口の減少による市場縮小による事業主の減少や空き家店舗の増加、市街地の空洞化等が更に進み、生活を直接支えるサービスが維持できなくなることが予想されます。

（２）医療・福祉への影響

高齢人口（特に医療や介護の必要度が高い 75 歳以上の高齢者）の増加により、医療や介護のさらなる需要増加が見込まれる一方で支える側の生産年齢人口は減少するため、社会保障制度を維持することが難しくなります。

高齢者を取り巻く身近な医療、在宅における介護、買い物や見守り支援など、生活を守る人材不足が懸念されます。特に高齢者のみの世帯が多くなることから、一人暮らしでの介護状態、老々介護、認知症高齢者に対するマンパワーの確保、孤独・孤立世帯の増加（ひきこもり、8050、6090 問題）への対応が重要となります。

※Ｐ12【図表１　年齢３区分別人口の推移】からは 75 歳以上人口は読み取れないが、介護保険事業計画Ｐ11・Ｐ12（2040 まで）に記載、以降 2050 までは社人研ＨＰ参照

（３）行財政サービスへの影響

人口減少により、長期的には税収など歳入の減少が見込まれる一方、高齢化が更に高まることから、社会保障関係経費が増加し、財政の硬直化が進行を強めていきます。

また、公共施設・インフラの老朽化への対応等が課題となってきます。

（４）地域生活への影響

地域の担い手不足により自治会やコミュニティの共助機能が低下することや、自治組織の維持が困難になることが懸念されます。これにより、地域行事をはじめ、地域防災活動、青

少年の育成等のパトロール活動、除雪等の実施に影響が出る可能性があります。

また、空き家が増加し、倒壊の恐れのある防災上の問題や空き巣等防犯上の問題が発生することも想定されます。

6　第六次計画の人口ビジョンの目標値の達成状況

（1）人口ビジョンと国勢調査結果の比較

第六次の人口ビジョンでは、2025 年（令和 7 年）に人口 10,264 人を確保することを目指していました。第六次の人口ビジョンにおける 2020 年推計値と国勢調査結果（2020 年）を比較すると、総人口が推計値に対して 149 人上回っています。年少人口（0～14 歳）で 10 人下回っていますが、生産年齢人口（15～64 歳）で 87 人、老年人口（65 歳以上）で 72 人上回っています。

	現人口ビジョン推計値（2020 年）(A)	国勢調査結果（2020 年）(B)	目標値に対する国勢調査結果比較 (B-A)
総人口	10,511	10,660	149
年少人口（0～14 歳）	1,406	1,396	▲ 10
生産年齢人口（15～64 歳）	5,428	5,515	87
老年人口（65 歳以上）	3,677	3,749	72

出典：小布施町人口ビジョン（令和 2 年 3 月）、国勢調査（令和 2 年）

（2）目標値に対する国勢調査結果の比較

第六次の人口ビジョンにおける目標値と国勢調査結果を比較すると、全体で 1.3%、137 人多くなっています。最も目標値を超えた階級は 30～34 歳の階級で 29.2%、97 人上回っています。次いで多いのは 0～4 歳の階級で目標値を 19.7%、64 人上回っています。

一方、目標値を最も下回ったのは、20～24 歳で、目標値を 13.3%、40 人下回っています。次いで 10～14 歳が 10.2%、59 人下回っています。

策定中

■第２章　基本構想

第１節　将来像

私たちがいきいきと暮らし輝くまち小布施
～つながりの力で未来を創る～

小布施町が目指すまちの姿を明確に示すこと、その将来像を町民、地域と共有し、共に手を携え取り組むことで、これからの新しい未来、新しい小布施町を創ることができます。

これまで引き継がれてきた小布施町の歴史、文化、伝統を大切にしながら、町民一人ひとりが「これからも小布施町に住み続けたい」と思い、幸せを実感できるまちづくりを目指します。

【将来像に込められた想い】

・地域のつながり、人と人とのつながりを大切にし、小布施に暮らすことに一人ひとりが誇りや幸せ、安心を感じられるまち
・住む人がいきいきと暮らすことで、その活力やポジティブな雰囲気が、まちの外へも伝わり、それに人々が呼び込まれるように自然と賑わいが生まれるまち
・四方を山や川で囲まれ、農業が息づく緑溢れる風景を守り、自然と調和した暮らしと景観を大切にしたまち
・先人たちの築いた文化や気風、伝統を継承しながら、小布施に暮らすすべての人が健やかに自分らしく生活していけるよう、新しい未来を共に創造するまち

第２節　基本理念

基本理念は、まちづくりに対する取組姿勢を示すものです。町では３つの基本方針を掲げて、将来像の実現を目指します。

１　居心地よく住み続けたくなるまち

町民が穏やかな日常生活を過ごすためには、インフラの整備・充実のほか、災害や病気、事件、事故などに対する心配事から解放されている環境が必要です。快適で心地よいまちは住民に対してだけでなく、訪れる人にとっても魅力的です。小布施町に関わる全ての人が心地よさや住みやすさを感じ、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

２　住民がまちづくりに積極的に参加するまち

本町が抱える課題の解決や目指すべき将来像を実現するには、町民のまちづくりへの参画が不可欠です。町政情報を積極的に発信し、課題解決に向けて町民と行政が情報を共有する

開かれた町政を推進し、町民との対話を積極的に行い、一緒になってまちづくりを進めます。

３　未来に向けて挑戦し続けるまち

これまでの時代を先取りした取り組みの精神を継承し、人口減少や少子高齢化、技術革新、多様な価値観等、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、今後も持続的な環境、社会、経済を実現するためには、時代の潮流を的確にとらえ、新たな考え方の導入と推進を図り、新時代を拓くまちづくりに挑戦していきます。

第３節　人口ビジョン

小布施町のこれまでの人口動向や将来の見通しを踏まえ、令和 11 年（2029 年）の人口の将来展望と目標を示します。

町では、10 年後の令和 17 年（2035 年）に人口１万人を維持するため、令和 27 年（2045 年）まで毎年子育て世代 12 世帯 48 人の転入超過と、合計特殊出生率 1.51[1]の維持し、令和 12 年（2030 年）は国勢調査人口 10,269 人を目指します。

項　　目	基準値（令和２年）	**目標値（令和 12 年）**
国勢調査人口（10 月 1 日現在）	10,660 人	**10,269 人**

[1]（平成 30～令和４年の人口動態統計の出生数及び死亡数、並びに令和２年国勢調査による日本人人口を基に作成）

策定中

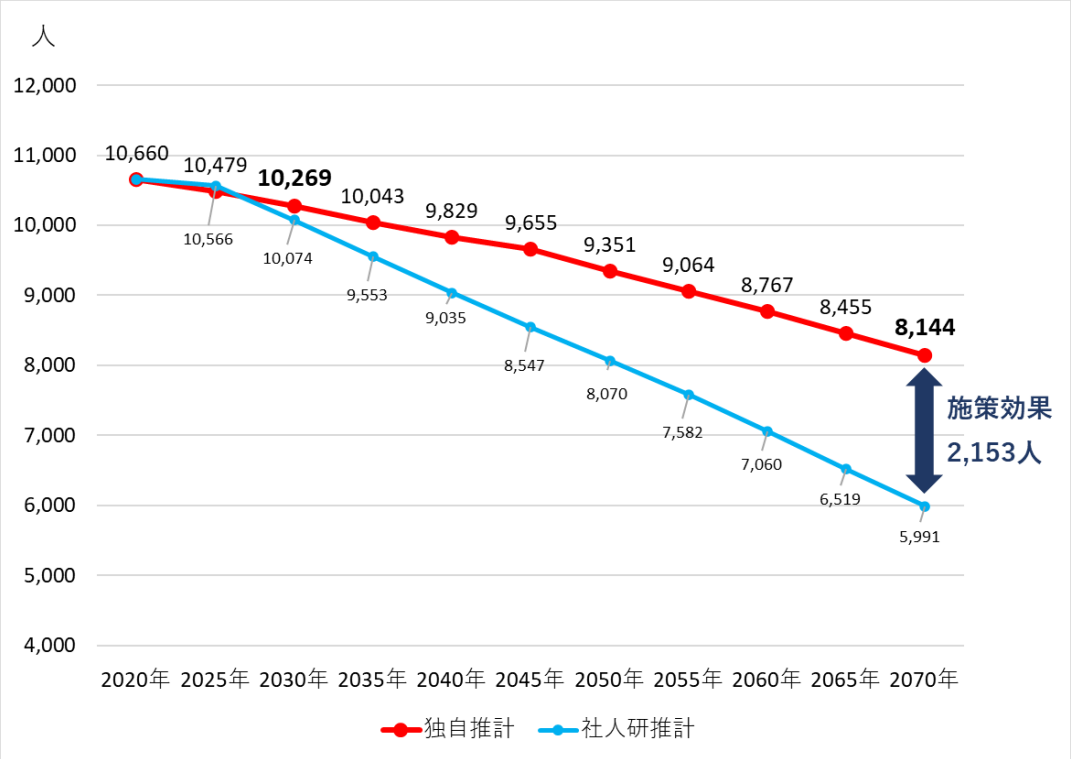
人
12,000
11,000
10,000
9,000
8,000
7,000
6,000
5,000
4,000
10,660
10,479
10,269
10,043
9,829
9,655
9,351
9,064
8,767
8,455
8,144
10,566
10,074
9,553
9,035
8,547
8,070
7,582
7,060
6,519
5,991
施策効果
2,153人
2020年 2025年 2030年 2035年 2040年 2045年 2050年 2055年 2060年 2065年 2070年
独自推計
社人研推計

策定中

■第３章　土地利用の方向性

記述の流れ案　　持続可能な都市経営に向けた土地利用上の課題と強み
↓土地利用を取り巻く環境の変化
↓2070 年（仮）を見据えて求められる土地利用の方向性
総合計画（５か年）で目指していく、各地域の土地利用の方向性

具体的な方針については、以下の計画により示します。
・小布施町都市計画マスタープラン（2025～2045）
・小布施町景観計画（）
・小布施町農業振興地域整備計画（2025～2035）
・小布施町森林整備計画（2015～2025）
・小布施町環境グランドデザイン（2022～2030）

■持続可能な都市経営に向けた土地利用上の課題と強み
・課題
・強み
■土地利用を取り巻く環境の変化（前述の人口動向、社会情勢を引くだけも可？）
・人口減少
・世帯数の増
・激甚化・頻発する災害への適応
■2070 年（仮）を見据えて求められる土地利用の方向性
・総人口及び出生率の維持、地区別年齢構成の維持を目指すが、町のキャパシティ及び景観の観点から、宅地造成を抑制し、空き家空き地など既存ストックの活用を目指す
■総合計画で目指していく、各地域の土地利用の方向性
・中心市街地・・・・・国道 403 号
・市街地周辺地域・・・快適な居住環境
・農地・農村地域・・・自然環境の保全と農業生産活動の活性化、地域コミュニティ維持、農村景観と調和した秩序ある宅地化（最も記述厚くする部分か）
・森林地域・・・・・・自然環境の保全
・河川地域（かわまち入れる？）・・・・・・？？

策定中

■第４章　基本計画

第１節　分野別計画

１　出産・子育て・教育

安心して出産・子育てができる環境づくりや、すべての子どもが自分の選択に基づいて学び成長できる環境づくりを進めます。

ありたい姿
1　安心して出産・子育てができるまち
2　質が高く、特色ある保育や学びのあるまち
3　誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち
4　地域で育む教育と支援のまち
5　一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

◆達成目標（KPI）

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）
	値	年度	
ＡＢ教室開室	－	－	学びの場としてのＡＢ教室の存在を子ども達が知っている。
児童生徒対象アンケートの実施	－	－	実施
５歳児健診の実施	－	－	実施
子ども誰でも通園制度	０人	－	９人
病児・病後児保育事業	０人	－	３人
児童生徒対象にいじめ、不登校、虐待等の出前講座の開催	－	－	実施

1　安心して子育てができるまち（家庭への心理的･経済的･時間的支援の充実）

安心して出産や子育てができる町、子どもが健やかに育つ町の実現を目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などの充実を図り、保健・福祉・医療・教育の関係機関・団体が相互に連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を推進します。

◆現状と課題

家族のあり方や家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感を

抱える家庭が増えている傾向があります。第３次子ども子育て支援事業計画策定に向けて実施した調査の結果では、日常的に祖父母等の親族に子どもを見てもらえる方が減少していたり、子どもが成長過程で出会う大人の数が減少したりしているといった状況が読み取れます。

子育てについて相談ができたり、子ども同士やその保護者同士、地域の皆さんが交流できる場などの充実や、子育て家庭が孤立せず、地域ぐるみで子育てを行う環境づくりを進めます。

さらに各種相談窓口での相談を充実し、子育て家庭の環境や負担感に関する町民の理解を醸成していく必要があります。

産後ケアの充実や伴走型の相談支援を実施し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう切れ目ない相談支援体制の強化を図る必要があります。

重点 相談支援を通じ妊娠、出産から子育てまでを切れ目なく支援

令和６年度に設置した子ども家庭支援センターと保健センターが連携、協力しながら、健康診査や園巡回、教育支援などを実施します。妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの親子・ご家族の悩みや心配ごとなどの相談に応じ、18 歳以降の対象者に対しては福祉担当ときめ細やかに引継ぎを行うなど、のりしろのある重層的な支援を行います。

重点 多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現

増加する共働き世帯や核家族の世帯が希望する３歳未満児の保育利用に対応できる未満児保育の環境整備に取り組み、かつ、子ども誰でも通園制度や一時保育事業など多様な保育ニーズに対応できる支援体制を充実します。

また、誰もが子育てと仕事を両立できるワークライフバランスを推進するため、病児・病後児保育事業の環境整備に取り組むとともに、エンゼルランドセンターを子育て支援の拠点として多くの家庭が集える場所にします。

重点 母子保健と包括的な子育て支援体制の充実

妊婦健診、乳幼児健診、健康相談、子育て教室、赤ちゃん訪問などを通じて、妊産婦や乳幼児の健康状態を把握し、母親の子育てにおける孤立を防ぎ、産後うつや児童虐待の予を図ります。

また、妊娠期から子育て期を通じて保護者の学ぶ機会や相談の充実を図ります。

結婚支援の充実

結婚を希望する全ての人がその望みを叶えられるよう、関係機関と連携して結婚相談や出会いの場の提供を行うとともに、新婚世帯への経済的支援を行い、結婚しやすい環境づくりを推進します。

不妊治療･未熟児養育医療費への助成

県の不妊治療費助成事業の対象外となった治療費に対する町独自の助成や未熟児の養育医療費に対する助成を行うとともに、保健師が相談に応じ妊娠・出産・子育てへの支援を行います。

策定中

子育て世帯への経済的支援の充実

出産祝い金や多子世帯への入学祝券の給付などの経済的支援を充実し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

働く世代の就労と子育ての両立の支援

子育てと、仕事やキャリア形成の調和を図るため、子育て家庭が置かれている環境に応じた保育サービスの提供体制を構築し、子ども家庭支援センターなどの相談の体制の充実を図ります。

2 質が高く、特色ある保育や学びのあるまち

子どもの健やかな体としなやかな心を養うため、幼児期の学校教育や保育、子育て支援体制の充実を図り、様々な体験や経験の場をつくるなど特色ある保育や教育を推進します。

◆現状と課題

家族のあり方が多様化する中、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加等もあり、保育ニーズは依然として高い状況が続いています。また、第３次子ども・子育て支援事業計画策定に向けて令和５年度に実施したニーズ調査によると、現在、就労していない保護者であっても今後の就労を希望する人が多く、保護者の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズは今後も高く、特に３歳未満の低年齢児の保育環境の整備が求められます。

待遇や環境の整備等による保育士の確保とともに、子どもの成長を育む日々の保育や、家庭との一層の連携も求められています。

町内には町立の保育園が２園、認定こども園が１園あり、３歳未満児についてはこれら町立３園に加え、企業主導型保育園を子ども達が利用しています。

多様化する保育ニーズや保育士等の人材確保が困難な状況の中、町立園への入園数は、令和４年度 328 人、令和５年度 332 人、令和６年度 352 人と受け入れ数を増やしていますが、毎年育児休暇の延長をお願いする家庭が 20 軒程度あり、３園ともに年度当初に定員に達している状況が続いています。さらに、つすみ保育園は昭和 46 年建築、わかば保育園は昭和 57 年、認定こども園栗ガ丘幼稚園は平成 15 年の建築であり、施設の老朽化への対応が急務です。

重点 子どもの成長を育む支援体制の充実

職員の能力の向上に努めるとともに、インクルーシブな教育の実現への理解を深め、園巡回相談、教育相談、教育支援委員会開催等により保育や教育の支援体制の充実を図ります。

重点 子どもの成長、特性に応じた学習環境の充実

医療的ケアが必要な児童生徒や配慮が必要な児童生徒の特性に応じた個別支援計画や幼保小中連携支援シートによる共有や伝達を図りながら、その特性に応じた学習環境の整備に努めます。

重点 町立保育所の将来像の策定と環境整備の推進

将来にわたり利用する園児数や保育ニーズを捉え、町立園のあり方を検討した基本構想を策定

し、基本構想に基づき、老朽化したつすみ保育園を建て替え、保育環境の整備を図ります。

幼保小中 12 年間一貫した子どもの育成

幼保から中学卒業までの 12 年間を「小布施学園」と称し、「学びづくり、心づくり、体づくり」をモットーに、好奇心・探求心の育成や協働的に学ぶ力の育成に重点的に取り組み、以下のような子どもの育成を目指します。

1　めまぐるしく変化する国際社会を生き抜くたくましさがある子ども
2　家族・仲間・故郷を愛し、ふるさと小布施に誇りが持てる子ども
3　心身ともに健康である子ども

安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実

設備の老朽化が進む小布施町の小・中学校に関して、国等の学校施設整備補助金を活用しながら、蛍光灯のＬＥＤ化やＩＣＴ設備の更新など、安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実を図ります。

安全で安心な学校給食の提供

衛生管理を徹底し、子供たちの健康な成長に必要な栄養バランスに配慮した献立により、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

また、地元産の農産物を食材として積極的に活用した学校給食を通して、食育の推進を図ります。

脳科学に基づいた規則正しい生活の普及

幼少期から規則正しい生活習慣を身に付け、社会の変化に柔軟に対応し生き抜けるよう、個々の可能性を最大限に広げる土台づくりに取り組みます。

3　誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち

ＳＮＳ等を通じた誹謗中傷やいじめなどによる不登校を防ぐ対策を強化するとともに、児童虐待や生活困窮などによる様々な困難や生きづらさを抱える子どもたちを支援し、この町で成長する全ての子どもの権利が守られていて、安心して学べる場所が保証されている環境づくりを目指します。

◆現状と課題

こどもの権利は、児童の権利に関する条約や日本国憲法、こども基本法に位置付けられた権利です。こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくります。ニーズ調査では、こどもの権利の名前と内容を知っている保護者は、約３割でした。こどもの権利の普及・啓発に向けた取り組みや、あらゆるこどもの参加についての取り組みを行うことが必要です。

コロナ禍を経て、不登校の児童生徒の割合は増えています。不登校は問題行動ではないという認識に立ちながらも、欠席は児童生徒が発する何らかのサインととらえ、多様な学びの機会を保障する仕組みを整えていくことが必要です。

重点 発達特性に応じた学習環境づくりの推進

配慮が必要な児童生徒の特性に応じた個別支援計画や幼保小中連携支援シートを作成し、学校間で共有し、特性に応じた個別支援計画の作成や学習環境の整備に努めます。

重点 不登校やひきこもりへの支援の強化

中間教室（ＡＢ教室）の運営に関し、支援員の増員等による人員体制の拡充や、子どもたちが安心して通い、学習や活動に取り組める場所となるよう内容の充実を図ります。

重点 児童虐待防止

児童虐待を未然に防ぎ、子どもの権利を守るため、虐待防止広報活動を積極的に行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関との連携や情報共有を密に行い、早期発見・早期対応に向けて、子どもや保護者に寄り添う支援に取り組みます。

重点 いじめ防止対策の強化

小中学校との連携や連絡を密に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

子どもの居場所づくり

子どもの声（視点）である「居たい・行きたい・やってみたい」の３つの視点に立った多様な居場所づくりを町内外の関係機関や親の会と協力しながら目指します。

また、子ども自身が「こどもの権利擁護」について学ぶ機会を設けることも検討します。

4 地域で育む教育と支援のまち

町に関わり住む全ての大人たちが、より良い子育て・教育環境をつくる一つのチームとなって子どもたちを見守り、子どもたちの思いや願いに耳を傾け、その実現に関わる地域づくりを進め、子どもたちの多世代とのつながりや交流を進めます。

◆現状と課題

核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加や、リモートワーク等の進展により家族の形態が大きく変容を遂げ、子育てや教育に関わる親世代の負担感は大きくなる傾向があります。今後もこの傾向は続くことが予想される中で、地域ぐるみで子どもを取り巻く環境を支え、これからの時代に合った子育て支援、家庭支援のあり方を検討・実践していくことが求められています。

策定中

重点 子どもの思いを受け止める大人づくりの推進

子どもの未来のウェルビーイングに向けて、保育士や教職員が現場で活かすため研修等を充実させます。小布施学園一貫教育のグランドデザインで目指すエージェンシーの育成の２つの重点である「好奇心」・「探求心」の育成や協働的に学ぶ力の育成などについて、保護者や地域の大人が触れられる学習機会を提供します。

コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進

園・学校、家庭、地域などが一体となって、子どもたちの成長や教育を支える体制を強化していくため、小布施学園コミュニティ・スクールの運営に取り組みます。

青少年健全育成の推進

各育成会活動や各種体験活動を支援し、児童生徒が多世代や地域の人等との協働や交流から、自主性や社会性、正義感、倫理観を持った心豊かな人間性を育みます。

多世代とつながり合う地域づくりの推進

小布施町に関わり住むすべての大人が、より良い子育て・教育環境をつくる一つのチームとなって、子どもたちの思いや願いに耳を傾け、関わることができるちいきづくりを推進し、子どもたちとのつながりや交流を進めます。

地域で子どもを見守る仕組みづくり

学習支援ボランティアや生活リズムの啓発、授業・保育参観や信州あいさつ運動などを通じ、地域の人が、園・学校に関わる機会を増やし、子どもを中心とした地域の連携づくりを推進します。

食育の推進

幅広い年代において、農や食に関わる体験や学習、共食など総合的な食育活動を推進し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、心身の健全な成長、生きる力を育みます。

5 一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成し、あらゆる分野で人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮することができる社会を目指します。

◆現状と課題

同和問題をはじめとするあらゆる差別や、インターネット上での誹謗中傷など新たな人権問題が発生していることから、町民一人ひとりが様々な人権問題についての理解と認識を深めることが必要です。

策定中

人権教育と啓発活動

家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場や機会において、様々な人権問題に対する教育・啓発活動を推進し、学習支援ボランティアや生活リズムの啓発、授業・保育参観や信州あいさつ運動などを通じ、地域の人が、園・学校に関わる機会を増やし、子どもを中心とした地域の連携づくりを推進します。

男女共同参画の推進

伝統的な男女による性別役割分担は、人々の多様な生き方を阻害する象徴的な差別構造の一つです。一方で、性別によりライフステージごとに迫られる課題は異なることから、性別によってその選択肢が狭められないように合理的な配慮も重要になります。

性別を理由に職場や家庭で特定の役割を強いられたり、ワークライフバランスが損なわれたりすることのないよう、町全体で男女共同参画を推進します。

多様性を認め合える価値観の醸成

伝統的な価値観や偏見に縛られず、自分と他者は異なる存在であることや対話の大切さ、多様性のある社会に生きることが自分自身の幸せにつながるという考え方などを町全体に広め、多様性を認め合える価値観の醸成に取り組みます。

◆主な関連計画

・小布施町立保育所等建設基本構想・基本計画
・健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）（令和６年度～令和 17 年度）
・第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）

策定中

2　健康・福祉

誰もが自分らしく暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

ありたい姿

1　健康への意識が高いまち
2　高齢者の暮らしを支えるまち
3　生活に困りごとを抱える人への支援のあるまち
4　障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち
5　地域で支えあい、誰一人取り残さないまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）
	値	年度	
健康寿命	男性 83.1 歳 女性 84.8 歳	令和４年度	延伸
特定健診受診率	40.5%	令和４年度	60%以上
特定保健指導実施率	51.5%	令和４年度	80%以上
歯周病検診受診率	8.7%	令和５年度	受診率の増
障害福祉サービス等給付事業利用者	179 人		228 人
地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）件数	258 件		280 件
障害児福祉サービス等給付事業利用者	52 人		62 人
須高地域成年後見支援センター後見セミナー	1 回/年		1 回/年
自立相談支援事業			随時実施

1　健康への意識が高いまち

若い世代から後期高齢者まで、各種健診の受診を促し、町民の健康状態の把握に努めるとともに、生活習慣病や認知症、体力低下などを防ぎ、健康長寿につなげるために教室事業の拡充、社会参加の機会拡充に取り組みます。

◆現状と課題

特定健診をはじめとする健康診査の受診率向上のため、集団健診の日程を増やし、健診を受けやすい体制づくりと、結果説明会において健診結果を個別に返却する際に、丁寧な保健指導に努めてきました。

また、令和４年度より妊婦歯科健診を、令和５年度より成人歯周病検診を実施し、歯周病予防等に取り組んできました。

令和５年度にはつらつおぶせ健康 21(第三次)及び国民健康保険第３期保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定し、これらの計画により整理した町の健康課題を保健指導に活かす今まで以上の取り組みを進めていく必要があります。

感染症対策では、新型コロナウイルスをはじめとする各種予防接種の受診勧奨等を行うとともに、予防接種事務のデジタル化図り、予防接種を受けやすい体制づくりに取り組む必要があります。

重点 若い世代からの健診推進と保健指導強化(歯科口腔検診含む)

保健師・管理栄養士による相談、指導を強化し、18 歳からの町民健診の一層の普及、40 歳以降の特定健診やがん検診等の受診率向上に取り組み、若い時からの自身の健康状態や生活習慣を把握しながら生活習慣等の改善が図れるよう支援し、生活習慣病の発症予防、重要化予防に努めます。

また、健康増進の取り組みの一環として運動教室を実施し、運動習慣の定着を図り、健康への意識を高めていきます。

さらに、歯科健診や歯周病検診の受診勧奨を行い、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた虫歯予防、歯周病予防、オーラルフレイル（口腔機能の衰え）等の歯科保健の推進も図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

成人期から後期高齢者へ継続した保健事業を行い、高血圧、糖尿病等生活習慣病予防やフレイル予防を含めた介護予防事業の一体的な取り組みを進めます。また、ＫＤＢデータを活用し、医療レセプトと健診データ分析に基づき把握できた課題解決のための企画を実施し、結果の評価・分析を行います。

健診結果に基づいた保健指導の強化や介護予防教室や認知症予防活動の継続・充実を図り、介護が必要になることをできる限り防止し、可能な限り自立した生活を送れるよう取り組みます。

予防接種の推進

乳幼児に対する定期予防接種の実施のほか、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種の費用助成を行い、感染拡大の抑制を図るとともに安全かつ適正な予防接種の実施に取り組みます。また予防接種事務をデジタル化し、住民の利便性の向上と接種記録等の事務の効率化を図ります。

策定中

2 高齢者の暮らしを支えるまち

高齢者一人ひとりの尊厳を守り、自分らしく、可能な限り住み慣れた地域で生活できるように隣近所や自治会との関係を保ちながら、社会保険・福祉を利用しつつ、年齢に関係なく、地域のお互い様の協力のもと、地域での生活の持続を目指します。

◆現状と課題

高齢者が増加し、健康に不安を持つ人や要介護者が増加する見込みです。これまで町は介護予防に力を入れ、認知症予防に取り組んできましたが、住み慣れた地域でできるだけ自分らしく最期まで暮らすために、健康づくりの取り組みを推進していくことが求められています。また、介護が必要な高齢者を支える家族への支援も行っていく必要があります。

重点 社会参加による高齢者の生きがいづくり

誰もがそれぞれの人生において経験した豊富な知識や能力を持っています。年齢を重ねても、その財産を地域に持ち寄り、社会参加をすることで生きがいを持って暮らしていくことができるよう、個人や団体の取り組みを支援します。

高齢者の在宅支援

在宅サービス・生活支援、高齢者等の移動支援の実施により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を支援します。地域ケア会議において高齢者の実態や地域ニーズ~~や~~、支援のあり方を把握し、新たなサービスの創出につなげます。地域包括支援センターの機能を強化し、地域ケア会議・在宅支援連絡会の充実を図ります。介護が必要となる前段階において、自立支援、介護予防、重度化防止を意識したケアプラン作成に努めます。

認知症施策の推進

令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念にのっとり、若年性認知症を含め、地域共生社会実現のため、地域での認知症の理解を深めるとともに、認知症の予防、早期対応の推進、認知症の人の社会参加機会の確保、家族介護者支援等、認知症施策の充実を図ります。

家族介護者への支援

家族介護者が悩みを抱え込むことなく、困りごとがあったら気軽に介護の相談ができる介護相談の窓口としての地域包括支援センターの周知・充実に努めます。

また、介護者が参加することで心理的負担の軽減を図れるよう「在宅介護者交流事業」、「認知症カフェ」等を定期的に開催していきます。

3 生活に困りごとを抱える人への支援のあるまち（生活困窮、ひきこもり）

全ての人が可能な限り地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。

策定中

◆現状と課題

経済的な困窮をはじめ、就労、心身、住まいの確保、家族のあり方、債務、社会的な孤立など、生活する上での困りごとが複雑・多様化しています。

年齢を重ねても地域で自分らしく暮らし続けるためには、医療・介護以外に、家族や地域の理解や支え合う「互助」（お互いさまの助け合い）が必要です。

重点 各種相談窓口の連携強化、相談窓口の広報

心配ごと相談、法律相談、行政相談、人権よろず相談など各種相談窓口の一体的な運営や情報発信に努め、いつでも誰でも気軽に利用できる環境づくりを目指します。また、複雑な相談や課題に対しては、各種機関が連携して解決をサポートできるよう、情報共有や対応をスムーズに行える体制づくりに取り組みます。

重点 生活困窮者の自立支援

就職や住まい、家計の管理などの困りごとや不安を抱えている人については、適切な相談窓口において、どのような支援が必要か、どのように支援できるのか、県・町社会福祉協議会等の関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。

心の支援の充実

年齢を問わず、様々な理由で生きづらさを抱えている人やその家族に寄り添い、安心・安全な居場所づくりや社会的自立につなげる支援に取り組みます。また、心が辛くなったときの対処法や心の問題を社会で支えるための価値観の醸成に取り組みます。

医療･介護･福祉の連携推進（福祉医療費の給付含む。）

医療・介護・福祉連携により要介護認定者、障がい者(児)が在宅（地域）で生活を続けられるよう支援します。

日常的な医療の受診や健康管理、服薬指導、健康相談等を行うことができるよう、医師会、薬剤師会等と連携して「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」の機能の充実を図ります。また、18 歳までの子どもや障がい者、ひとり親家庭における医療費の自己負担分に対し、福祉医療費の給付（助成）により医療費の負担を軽減します。

ひきこもり支援

令和６年４月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、基本理念として「孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他現状からの脱却に資する取組や施策推進」が掲げられています。この基本理念にのっとり、各種研修会への参加や、現状把握のための実態調査を実施し、孤独・孤立対策地域協議会の設置や人材確保、支援のあり方について検討します。

策定中

4 障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち

障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加でき、地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の特性やその人の状況に応じた事業を柔軟かつ効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいのある人への差別や偏見をなくし、支え合いの社会を作ります。

◆現状と課題

障がいのある人が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障がいの程度、社会活動、介護者及び居住の状況などを踏まえ、最適な福祉サービスを提供する必要があります。また、障がいのある人自身も、日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進めていく必要があります。

近年、幼稚園や保育所及び学校等において発達障害やその周辺域の児童が顕在化してきており、様々な障がいへの支援のあり方が課題となっています。児童の育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

重点 地域における自立生活の推進

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者が地域生活（グループホーム、在宅など）へ移行できるよう努めます。また、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用している障がい者が一般就労へ移行できるよう努めます。

重点 支援体制の推進

ホームページ・広報誌等により、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや障害児福祉サービスの周知を図るとともに、利用者の要望に応じた適切なサービスを安定的に提供できるよう努めます。また、全国一律の障害福祉サービスでは充足しきれない部分について、柔軟に対応できるよう利用者の要望を把握しながら安定的に提供できる体制整備に努めます。

重点 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容体制の推進

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築の要として、「児童発達支援センター（仮称）」の設置に努めます。

相談支援体制の推進

障がいのある人のニーズに応じたサービスの利用や希望する暮らしの実現のため、町で一人暮らしする際の課題をカバーできる福祉的体制の検討を進めていき、地域で暮らしたいニーズに沿えるよう、地域への移行促進に向けて整備に努めていきます。

策定中

5 地域で支えあい、誰一人取り残さないまち（支え合い、権利擁護）

誰もが尊重され、相談しやすい環境を作ります。

◆現状と課題

生活する上での困りごとは複雑化・多様化しており、公助（生活保護）・共助（社会保障、各種福祉サービス）だけでなく、地域の支え合う「互助」、松村自治会での「松ぼっくり」や「えべさの会」のような活動のみならず、ご近所の皆さんによるちょっとした支援などが重要となってきています。

また、加齢等により判断能力の低下した人の権利を守るための成年後見制度利用の促進や、外から見えにくい虐待についての対応が求められています。

重点 支え合い活動の推進

若い世代から高齢者まで、障がいや認知症があったり、一人暮らしや高齢者のみの世帯であったりしても、社会参加を促し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けていける地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

権利擁護の推進

判断能力が衰えている人を対象とした成年後見制度等に関する相談に対し、須高地域成年後見支援センター等の相談窓口につなげます。高齢者・障がい者・児童虐待・ＤＶ、ヤングケアラーの早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連絡体制の強化や、研修等により、知識及び対応能力向上を図ります。また、高齢者においては終末期、死後のことを事前に考えてもらうよう絆ノートやリビングウィルの普及に努めます。

◆主な関連計画

- 健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）（令和６年度～令和 17 年度）
- 第２次小布施町自殺対策計画（令和５年度～令和９年度）
- 国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）・（第４期特定健康診査等実施計画）（令和６年度～令和 11 年度）
- 小布施町高齢者福祉計画・第９期小布施町介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）
- 小布施町第５次障がい者計画（令和６年度～令和 11 年度）
- 第７期障がい福祉計画（令和６年度～令和８年度）
- 第３期障がい児計画（令和６年度～令和８年度）
- 第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）

策定中

3　学び・文化芸術

文化を守り、生涯を通じた学びの機会を保障します。

ありたい姿

1　生涯を通じて、共に学び、つながり、支えあうまち

2　スポーツによるアイデンティティが醸成されているまち

3　文化・芸術が豊かなまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	基準値		目標値
	値	年度	(令和 11 年度)
子ども教室、わんぱく教室、小布施町中学生地域クラブの参加者数(一部延べ人数)	433 人	令和６年度	450 人
町民運動会　参加自治会数	22	令和５年度	27
博物館・美術館　来館者数	46,367 人	令和５年度	50,000 人
図書館　来館者数	80,377 人		81,000 人

1　生涯を通じて、共に学び、つながり、支えあうまち

一人一人の趣味や趣向に基づく学びは日々の生活を豊かにし、他者との関係性の中でより深い学びとなります。

この学びを通して、人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環が生まれ、持続的な地域コミュニティの構築が進展するよう学びの機会を保障し、支援します。

◆現状と課題

人生 100 年時代、Society5.03 の到来など社会情勢は急速に変化し、予測困難な時代となる中、生涯学習・社会教育の役割が変容しつつあります。また、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化を背景とした世帯構成や生活様式が変化し、地域社会を支える人と人との「つながり」も希薄化しつつあります。

今後は誰ひとり取り残さない社会的包摂、ウェルビーイングと共生社会の実現、地域コミュニティの形成に向けて、生涯を通じた学びを推進する必要があります。

重点　町全体を教室とした社会教育の展開

地域住民の指導のもと、異年齢の子どもたちが農作業や自然の中での活動、伝統文化活動等様々な体験活動を共に経験することで、地域への愛着を持ち、物事に主体的に取り組む子どもたちを育てます。中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる環境を整備

します。

全ての人への包摂的かつ質の高い学びの促進

町民が「つどい、まなび、むすぶ」場として町民相互の学び合い、交流の促進、地域連携を進め、公民館における地域コミュニティの拠点機能の強化を図ります。そのため、町民のニーズに沿った質の高い自発的な学びの場を創出し、施設の活用促進と整備等を進めます。

図書館利用環境の充実

「学びの場」「子育ての場」「交流の場」「情報発信の場」の4つを柱として、活動する図書館（通称：まちとしょテラソ）は、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」をコンセプトに、書籍を中心とした資料や情報の収集・提供を行うとともに、様々なイベントを開催するなどし利用環境の充実に努めます。

2 スポーツによるアイデンティティが醸成されているまち

スポーツは、技能の向上を図る目的以外にも、ストレスの解消や生活習慣病の予防、他者との連帯感の醸成等に寄与します。

各種スポーツ団体の育成を進めるとともに、自治会単位で参加するスポーツ大会を開催することで自治会へのアイデンティティ醸成に寄与し、さらにはスポーツのまちづくりを推進します。

◆現状と課題

昭和50年代に社会体育施設が整備されると町におけるスポーツ熱は高まりを見せ、最盛期には町スポーツ協会をはじめとし、多くの町民がスポーツに親しみ、小布施町はまさにスポーツの町と言える町でした。しかし、時代とともに、町民のスポーツに対する関心の低下とともに町内スポーツ団体の会員数は年々減少しています。

小布施町の魅力の一つであった自治会が持つアイデンティティも、新型コロナウイルス感染症の流行により以前に比べ失われつつあります。スポーツによるアイデンティティ醸成の象徴とも言える町民運動会や分館球技大会は、町スポーツ協会員の皆さんのご協力により開催していることから、会員数の減少は開催の可否を左右する大きな課題の一つとなっています。

昭和50年代に整備した社会体育施設も老朽化が進んでいることから、近年、長寿命化工事等を進めています。

重点 スポーツ活動を通じた地域の繋がりづくり

町民運動会などスポーツ大会への参加、選手への応援等を通じ、町民の親睦を深め、連帯感や良好な人間関係を形成するとともにスポーツによるまちづくりを進めます。

スポーツのまちづくりを支える体制づくり

町スポーツ協会や町スポーツ少年団、町早起き野球連盟等の各種スポーツ団体への支援を通じ、

スポーツ団体の育成を行い、スポーツ人口の拡大及びスポーツのまちづくりを支える体制づくりを目指します。

快適に利用できるスポーツ施設の環境整備

誰もが安心して気軽にスポーツを楽しむ環境づくりのため、利用状況等を把握した上で、将来を見据えたスポーツ施設の修繕等の整備を進めます。

3 文化・芸術を受け継ぎ、次世代へつなぎ、育む豊かなまち

文化・芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を醸成するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉となるものです。

町内においては、祭りや踊りをはじめとする伝統行事への参加や、日常の生活における稽古事や趣味等を通じて様々な文化・芸術活動が盛んに行われています。また、歴史・文化財の魅力や周知を図り、教育、まちづくりに活用しながら保存し、後世につなぎ継承することが重要です。

◆現状と課題

建造物や寺社仏閣、仏像など小布施に残る貴重な文化財を町宝に指定し保存に努めてきました。今後も町内にある有形無形の歴史的文化財を調査し、保存と継承していく事が必要です。少子高齢化や、時代の変化に伴い、伝統的な祭りや獅子舞など地域の文化を受け継ぎ次代へつないでいくことが難しくなってきていることが課題です。

町ではお肴謡教室の開催や「おぶせ能」公演などの伝統芸能の継承支援や、博物館・美術館での中島千波、春山文典など小布施出身の芸術家による企画展の開催、髙井鴻山や葛飾北斎など先人達の足跡の紹介等、文化・芸術を町内外へ発信し、たくさんの方に小布施を訪れていただくようになりました。

これからは町民の皆さんが心身ともにいきいきと活動するために、より一層文化芸術が果たすべき役割が重要となっていきます。文化・芸術に親しみ、時代への架け橋となる人材の育成が課題です。

重点 文化・芸術に触れる機会の創出

文化・芸術を通して人間の多様性を認め合い、理解を深めるため、各種企画展やワークショップ事業など良質な文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。地域ゆかりの芸術家との交流を図り、誰もが気軽に文化・芸術に親しむことができる機会の創出や、新しい文化創造活動をを支える環境を整え支援します。「文化を通して人々がつながる場」として情報発信に努め町民の心豊かさを育みます。

重点 歴史・文化財の発掘と保存継承

今日まで引き継がれてきた小布施の豊かな自然や風土に根ざした魅力ある歴史や文化資産を発掘し、教育・福祉・まちづくり・観光などに活用しながら保存し、後世に継承していきます。

策定中

古文書の発掘と保存継承

町内各所に残る貴重な古文書資料の散逸を防ぎ、収集や解読研究に取り組みます。地域の歴史や独自の文化形成に至った背景を紐解き、これからのまちづくりに活かせるよう後世に継承していきます。

伝統文化･芸能活動の保存継承

先人より大切に受け継いできた伝統文化・芸能活動を支援するとともに、未来に向けて保存継承していくため、活動団体等と連携して担い手・後継者の育成に取り組みます。

策定中

4　産業・移住

創意と交流の力で産業全体の活性化を図り、賑わい溢れ、住みたくなるまちをつくります。

ありたい姿

1　持続可能な農業で栄えるまち
2　既存産業の活性化と次世代の産業創出により地域経済が活性化しているまち
3　新しい賑わいが生まれるおもてなしのまち
4　花と緑を介して賑わうまち
5　移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

◆達成目標（ＫＰＩ）

評価指標	現況値		目標値
	値	年度	（令和 11 年度）
助成金を活用した住宅整備の実績報告件数	６件	令和６年度	12 件/年
関係人口事業への参加をきっかけに（移住含め）継続的に町に関わるようになった者の数	１人		３人
助成金申請者数	７人	令和５年度	10 人/年
オープンガーデンオーナーの現状維持及び年１軒のオーナー増	102 軒		107 軒
新規起業	0		5
関係人口向け LINE アカウント「おぶせじん」登録者数	2,687 人		4,000 人
新規就農者数	３人		５人
遊休農地面積	122,883 ㎡		100,000 ㎡
収入保険加入率			

1　持続可能な農業で栄えるまち（上質な食文化を町内外で楽しむ需要の創出）（農業振興）

地域農産物の魅力と価値を共有し合える人をつなぐことで、農業者がやりがいを持ち、持続的に農業に取組むために生産基盤整備や農業者以外との生活空間を共存できる生産環境整備をすすめ、農商工が連携した農業の発展を目指します。

◆現状と課題

農業に継続的に取り組んでいくためには魅力的な就労環境づくりが必要です。

農地保護とコニュニティ維持の両立を進める上で農地周辺に住宅を建築する者と農業に従事者との相互の理解をしたあり方を考える必要があります。

効率的に農業を行うためには農地の集約が必要ですが、隣接する規模の小さい農地は所有者が違うため集約できていない状況があるため、認定農業者や地域の多様な担い手へ所有権の移転を行うなどして効率的な農業資する体制を構築する必要があります。

農業生産の基盤である農地に接続する道水路の老朽化が目立ち、維持管理に係る経費が必要となってきているため計画的に保全・管理を適正に行う必要があります。

生産量の多い果樹については、様々な媒体を通じて農産物や農産物加工品の魅力を発信することで、小布施ブランドの認知度を強化する必要があります。

重点 担い手の確保･育成

自営農業者、帰農者、異業種からの農業参入者等の後継者として活躍が見込まれる者へ支援を行うことで農業の持続的発展につなげます。

意欲ある担い手に、離農する農業者から技術、農地、農機具などを継承することができる仕組みづくりを支援します。

遊休農地の活用支援を行い農業従事者の確保を行います。

重点 生産振興と地域内活用

重点推進品目の生産振興を進めるとともに、新たに園芸作物の生産検討を進めます。また、経済性や生産性に留意しつつ環境への負荷を低減できるよう技術導入への支援を行います。

６次産業の取組により地域内で生産された農作物や町有林の木材の商品開発を進め、地域内での利用促進を図り農業振興を推進します。

重点 生産基盤の整備

多面的機能支払交付金事業を活用し、地域の主体的な共同作業を促進することで、農村環境の機能維持と発揮につなげていきます。

関係機関と緊密な連携により、農地中間管理事業を活用し、地域計画の担い手へ農地の集積・集約化を促進するとともに、町の施策に合わせた土地の利活用について検討を図りながら、担い手に対して支援を行うことで、農地の有効利用に取り組みます。

重点 農商工連携の推進、農産物ブランドの再構築

関係者（農家、団体、活性化協議会など）、関係機関（ＪＡ、振興公社、土地改良区、農業農村支援センター、観光協会、商工会など）との連携により、知名度とともに地域になじみのある農産物を「小布施産」としてのブランド構築を推進し、所得向上を図ります。

農地の確保、農村コミュニティの維持

農地の集約に取組み、効率的に作業が行えるように小区画の農地の集約を図ります。また、農村集落の空き家等へ農業に従事したい人を誘導し農村コミュニティの維持を進めます。

策定中

2 既存産業の活性化と次世代の産業創出により地域経済が活性化しているまち

基幹産業である農業とともに町経済を支える商工業者の皆さんに寄り添いつつ、関係機関との密接な連携により着実かつ力強い産業の振興を図ります。「オール小布施」で多様な取り組みを展開する農商工連携を一層推進するとともに、新産業の創出や事業者の誘致にも取り組みます。

◆現状と課題

後継者問題を抱える事業者が多く、事業を譲りたい人と引き継ぎたい人のマッチングの強化が求められています。

町の店舗については、今後、長期的に空き店舗や空き家が増えることが見込まれるため、町内外の起業への意欲がある人や出店希望者の利活用を促し、町内経済の活性化を図る必要があります。

人口減少により業種に関わらず人手不足が深刻となる中で、ＤＸによる省力化の推進及び労働環境の整備による町内企業の魅力向上が必要です。

農商工連携を推進するにあたり事業者の理解、賛同、実践が必要となります。

重点 魅力的な事業者誘致、多様な起業支援の推進

新たな職種や雇用の創出により地域の活性化・産業力の向上につなげるため、町内で新たに事業を実施しようとする人を支援します。加えて、町の特性にあった事業者の誘致や新産業の創出にも取り組みます。

重点 空き店舗の活用促進

地域の活性化と雇用の促進を図り、賑わいのある商店街づくりを推進するため、町内の空き店舗を活用し新たに事業を始める人を支援します。空き家と同様、空き店舗物件の流動化が進み、利用希望者とのマッチングが進むよう民間や関係機関にも働きかけを行います。

既存産業の活性化

商工会や金融機関などと連携して、既存産業を維持継続していく上での課題やニーズを調査し、人材獲得支援などにより町内の既存事業の活性化を図ります。また、物価価格高騰等により事業を維持するための調査、支援策の検討、セーフティネットの活用等を行います。

次世代の担い手の発掘と育成・継承

円滑な事業継承によって事業価値をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業継続に繋げるため、令和５年度に県事業承継ネット-ワークが実施した事業継承調査を元に、後継者の育成支援など事業承継に向けた細かい支援を検討します。

地域との協働連携体制の強化、つながりづくり

いつまでも賑わう地域であり続けるため、同業あるいは事業横断的な事業者同士の交流機会を創出して地域内循環を促します。

農・商・工の各生産者が持つ技術やノウハウを掛け合わせることで、特色ある小布施の産品の価値や魅力を更に増大させるとともに、新たな商品やサービスの開発に繋げます。

サテライトオフィス誘致による新たな雇用機会と協働の創出

都市部から繋がりのある企業を誘致し、体験型サテライトオフィスの利用から町内での事業拠点設置に繋げることで、地域内に新たな分野の雇用や魅力づくり、空き家・空き店舗等の活用に結び付け、若い世代が「戻りたい」「移住したい」と思えるまちづくりに繋げます。また、誘致した事業者が町内事業者と業務連携を進める接点づくりを行うことで、既存産業の活性化にも繋げます。

企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり

企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくりにより、多様な連携が生まれています。今後もそれぞれが連携できる環境を整備し、地域の人口維持や産業振興、特色ある地域づくりに町民の皆さんと一緒に取り組みます。

3 新しい賑わいが生まれるおもてなしのあるまち（観光振興）

北斎や鴻山を始めとした歴史資産、質の高い農産物や栗菓子などの加工品、洗練されたスイーツやグルメ、美しい田園風景や花で彩られる街並景観、伝統的で豊かな生活文化など、町が持つ本来の姿を大切にしながら更に磨きをかけ、来訪者の皆さんの期待にも応えられるおもてなしのまちを目指します。

◆現状と課題

本町の来訪者は比較的に高年齢層が多く、また、日本国内の人口は長期的に減少が見込まれることから、若い世代や外国人旅行者の誘客を強化し来訪客層の幅を広げる必要があります。

また、来訪者と町民どちらにとっても心地よい環境整備を推進するとともに、付加価値の高い体験や商品を充実させることで、地域の価値を高めて小布施ファンを増やし、町民生活への負荷を抑えながら、町民と町内事業者双方にとって持続可能な賑わいのある地域づくりを進める必要があります。

さらに、近年増加傾向にあるインバウンド需要に対する適切な対応が求められています。

おもてなしの観光案内

栗、北斎そして花、という３つの文化的キーワードを軸に、景観を加えて、来訪者と住民が出会い、語り合う場をつくるため繁忙期のみならず閑散期にでも交流の場を設け、昔からあるおもてなしの心で更なる交流を推進します。

地域資源の活用とインバウンドに対応した受け入れ態勢の強化

山や川、田畑、農家住宅、寺院など農村部の地域資源を生かした体験型コンテンツの充実を図るとともに、周辺地域と連携した取り組みや外国語による案内の充実などにより、インバウンド

需要に対応した外国人観光客の受け入れ態勢を強化します。

4 花と緑を介して賑わうまち

これまで推進してきた花に関する取り組みを振り返りその意義を再確認する中で、ここに暮らす私たちの生活に豊かさをもたらすとともに、訪れる人々にとっても心地よい景観を作り出す花によるまちづくりの取り組みを、官民一体となってさらに深化させます。

◆現状と課題

オープンガーデン開始当初から参加しているオーナーの高齢化が進んでおり、脱会する人も出ていることから、既存オーナーの継続や世代交代をサポートするとともに、若い世代や事業所の新規オーナーを増やす取り組みが必要です。

フローラルガーデンやフラワーセンターなどの花関連施設は、開設から 20 年以上経過する中で、他の公共施設と同様にその目的や今後のあり方について再考する時期を迎えています。

町制施行 70 周年を記念して実施した「オープンガーデン巡り」や「花回廊・花マルシェ」などのイベントは、その成果を検証のうえ以降の取り組みに活かしていきます。

重点 花のまちづくりの推進

うるおいのある美しいまちを目指し、花のまちづくりを推進し、町に来られた人々を花で出迎え、町内外の方との花を介した交流の輪を広げ、活性化を図ります。

また、行政と町民の協働による花のまちづくりを更に推進するため、オープンガーデンの充実や事業所、自治会の花づくりの奨励、公園・花壇の充実を図ります。

花仲間の連携強化と更なる花づくりの機運醸成

オープンガーデンや地域の花壇づくりなどを通じてこれまで花づくりを牽引して来られた方々の取り組みを引き続き支援するとともに、情報交換や連携協力により更なる体制強化を目指します。

花づくりに興味があってもなかなか手を出せずにいた町民の皆さんや、新たに小布施に引っ越して来られた人々などを対象に、花に関わる第一歩となるような施策を推進します。

5 移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

移住・定住のきっかけづくりや、移住・定住に関する事項を気軽に深く相談しやすい環境を整備することにより、移住者・定住者を増やし、町の人口構造を維持していきます。また、少子高齢化の特に進む地域について、子育て世帯を中心とする若い世代に選んでもらえるような取り組みを進めていきます。

さらに、移住者がまちづくりや地域の担い手として地域に参画できるような取り組みを推進します。

策定中

◆現状と課題

小布施町では現在、年間 30 件もの移住相談を受けています。今後も移住を希望する人への精力的な情報提供に努め、町への興味・関心を深めてもらうことが重要です。令和６年４月には、小布施町は民間組織「人口戦略会議」が定義した「消滅可能性自治体」から脱却しましたが、このような傾向を持続させていくためには、子育て世帯等の若い世代に転入してもらうことが重要です。

小布施町における社会課題に対する取り組みや新たな事業が、町外の人との「かかわりしろ」となります。こうした「かかわりしろ」の裾野を広げることや、新たに関わり始めた人に魅力ある土地であると思ってもらうことで、若い世代を中心とした移住につながります。
移住者の中には、自治会や消防団などに加入するなど地域活動にとても積極的な人がいます。このような輪を広げることで、地域の活力はさらに向上すると考えられます。このため、より多くの移住者に地域の担い手としての役割を持ってもらうことが求められています。

全国に小布施を深く知る関係人口が存在するものの、プログラム参加者との継続的な関係構築の仕組みづくりが課題となっています。同時に、関係人口の維持・創出事業はその成果が見えにくい一方で、毎年継続して実施していくことで積み重ねができるものです。成果をどのように見える化し、計測していくかが課題となっています。

重点 地域の担い手となる若者等の移住･定住の推進

移住定住コーディネーターなどといった専門的な移住相談の窓口を引き続き設置し、各種移住セミナー等で小布施町の魅力を発信するほか、小布施町への移住希望者に綿密な情報提供や移住相談を実施するとともに、不動産業者等と連携して住まいの提供や暮らしのサポートをします。

また、既に町内にお住まいの人で、アパートから戸建て住宅に引っ越したい場合等の定住相談も実施するとともに、町民向けの周知も強化していきます。

さらに、移住・定住希望者がテレワーク等をしながら長期滞在して暮らしを体験できる仕組みづくりや移住・定住希望者と空き家のマッチングにも取り組みます。

◆主な関連計画

・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

策定中

5　環境・防災・インフラ

都市と農村の良さを大切にしながら、持続可能で安心と安全が守られる基盤を形成します。

ありたい姿

1　将来の災害に備えた強靭なまち(防災・レジリエンス)

2　小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にし、新しい視点を取り入れているまち（町並み・緑豊かな景観の醸成）

3　快適に安心して暮らせるインフラのあるまち（公共インフラの整備）

4　安心な暮らしが守られているまち（防犯）

5　豊かな自然が保たれ、環境負荷が抑えられているまち（自然環境の保全と環境負荷の低減）

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）
	値	年度	
住まいづくり相談件数	－	－	100%
新築住宅認定応募件数	3		4
住宅助成件数	1／年		5／年
除雪路線	90.8 km	令和６年度	90.8 km
二酸化炭素排出量	2013 年		2030 年 50%削減
可燃ごみ排出量	2018 年		2030 年 30%削減

1　将来の災害に備えた強靭なまち(防災・レジリエンス)

近い将来起こりうる災害を想定した体制や設備を整備し、町で一体となって災害に強いまちづくりに取り組みます。

◆現状と課題

災害時の活動拠点となる小布施分署の老朽化が進み、地域の生命財産を守る消防団員の確保も難しい状況になっています。令和元年台風 19 号災害での教訓を生かし、国や県、専門家と協働してハザードマップや支え合い名簿を最新化するなど台風や地震などの有事の備えが必要です。また、自治会単位で組織した自主防災会の重要性が再認識されたが、知識やノウハウの継承を行う仕組みづくりが課題となっています。

策定中

重点 災害想定・対策の強化

国や県、専門家と協働して千曲川や松川のハザードマップ更新や作成、流域圏と協力して災害対策に取り組むとともに、台風や地震など想定される災害とその影響範囲を可能な限り予測し、防災訓練（避難所・福祉避難所・救護所開設訓練等を含む）等を通じて事前対策を強化するとともに、災害発生時の非常電源確保やスムーズな避難に向けた町民の皆さんとの協働のあり方の研究など、発災後の対策強化にも取り組みます。

また、コロナ禍を経て、国が新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定したことから、感染症対策行動計画を策定します。

消防署の機能設備・消防団の人員体制の充実

住民が安心安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、大規模災害に備えた消防機能強化を図るため災害時の活動拠点となる小布施分署の建て替えを行います。

また、住民の生命財産を守るため有事の際に地域で活躍する消防団員の勧誘や確保を推進します。

自主防災会の育成・強化

災害時の住民同士が助け合える体制づくりとして自主防災組織の育成強化に取り組み地域防災力の向上を図ります。ハザードマップや支え合い名簿の最新化するとともに自主防災会などへ共有し台風や地震などの災害に備えます。

ゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備

近年頻発しているゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備、新たな雨水浸透施設の検討を行います。水路に排水する量を減らすため、各家庭、事業所の敷地内雨水処理に対する支援を行います。

地籍調査

災害時の迅速な対応のため、千曲川・松川のレッドゾーンの地籍調査を行います。

上下水道施設の更新・耐震化

浄水施設の更新、導水管の耐震化を兼ねた更新を実施します。令和６年３月に低区配水池の更新工事がしゅん工しました。引き続き中区・高区配水池の耐震化を兼ねた更新の検討を行うほか、送水管、配水管等ついて耐震化の検討を行います。下水道施設についても、施設更新及び耐震化を順次実施していきます。

雨水排水施設の更新・耐震化・耐水化

排水樋門の遠隔操作とクラウド化を実施します。上信越自動車道開通に合わせて建設された飯田・山王島の雨水排水ポンプ場が供用開始から約 30 年経過しているため、電気・機械設備、建築物の更新及び耐震化・耐水化など、ポンプ場施設全体の更新事業の検討を行います。

策定中

2 小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にしたまち

昭和 40 年代より行ってきた景観のまちづくりを継承しつつ、現代のエッセンスを取り入れながら小布施らしい環境、自然、生活が調和した「うるおいのある美しいまち」を目指し、住む人訪れる人々にうるおいと安らぎ、喜びと楽しみを与えるまちづくりを行います。

◆現状と課題

時代の流れとともに、小布施らしい住宅の建築が難しくなり、観光や小布施に暮らす人たちの誇りとなっている小布施らしい景観を将来にわたって保っていくことへの懸念があります。

また、市街化区域内の農地の宅地化が進み、グリーンインフラが維持できず、ゲリラ豪雨時に雨水処理能力が低下するなど、土地利用の変化は防災の観点からも問題となっています。

重点 うるおいのある美しいまちづくりの推進

小布施らしい景観を大切にしながら、現代の新しいエッセンスを取り込み、環境、自然、生活が調和した美しいまちづくりを目指します。個人の住宅や店舗などへの助成、景観まちづくりに力を入れる民間団体への支援等を行うほか、建築物の設計段階でから住まいづくり相談を行います。

市街化調整区域内のコミュニティの維持と良好な営農環境の維持を目的とした都市計画制度（地区計画）の検討、市街化区域内のグリーンインフラ・農地の維持のための用途地域の見直しを行います。街路樹と沿道花壇の整備を行い、グリーンインフラを維持しながら周りの住環境を損なわないような環境整備を行います。

子育て支援・健康づくりの場と賑わい創出の公園整備と健全な運営

子育て世代の憩いの場として、そして健康づくりの場として、イベント等の賑わい創出の場を目指し、整備計画に基づき総合公園の整備を行う。また持続可能な公園を目指し、健全な運営を実施します。

3 快適に安心して暮らせるインフラのあるまち

道路や歩道、水路の計画的・継続的・積極的な整備を進め、暮らす人々が快適に、安心して暮らせる公共インフラの整備を行います。

◆現状と課題

自治会からの要望等による道路改良を行ってきていますが、その他の老朽化している市街地道路の整備も積極的に行い、渋滞緩和等にも努める必要があります。

都市計画マスタープラン改定のためのアンケートでは、道路の整備、歩道の整備を求める声が多く聞かれました。車が通る道だけではなく、自転車など車以外の乗り物が通行することを想定し、段差の解消を始めとした歩道の整備などが求められています。

整備にあたっては、緑の多い小布施らしい環境を失わないため、市街化区域内の介在農地を守

りながら行うことが求められ、またこの先の人口減少社会を見据え、開発を抑えながら進める必要があります。

重点 安心して通行できる道路･歩道整備

歩いて楽しい町、子ども・高齢者にも優しい町を目指し、歩行者、自動車が安心して通行できる美しい歩道の整備を進めていきます。通学路については、交通安全施設個所のデータベース化を検討します。地元からの要望道路、町内の市街地巡回道路となっている町道（整備未実施となっている 258 号線･113 号線･100 号線を中心に）を計画的に環状線として整備推進していきます。

重点 無電柱化の推進

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、開発行為等により道路を整備する事業の無電柱化の取り組みを支援します。

重点 除雪体制の整備と強化

除雪作業は、オペレーター不足により難しくなっていますが、除雪業者の確保・迅速な除雪作業のための整備計画の作成と、オペレーターが安全に作業を行えるよう除雪路線整備のデータ化を行います。また、課題となっている雪寄せ場の確保のための施策や、自主防災組織と連携した除雪のあり方を検討します。

町営住宅の維持管理

小布施町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行います。

上下水道事業の経営

令和６年３月に低区配水池の更新工事がしゅん工しました。財源として起債を借り入れたため、高区・中区配水池及び浄水施設の更新、送・導・配水管等の耐震化などを実施するための財源確保に努めていきます。また、下水道施設の更新時期が迫ってきているため、耐震化も含めた施設更新を実施するための財源確保も進めます。

4 安心な暮らしが守られているまち

事件などの犯罪や交通事故のない安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

◆現状と課題

犯罪が多様化しているため啓発活動の負担増加のほか専門的知識も必要となってきています。

重点 消費生活相談の充実

悪徳商法などの消費生活に関する相談窓口「消費者ホットライン 188」の機能強化を目指します。相談を受ける職員のスキルアップのほか消費生活専門相談員などの有資格者が常駐できる体制づくりを目指します。

防犯意識の向上と犯罪被害者支援

町防犯指導員会ほか警察等関係団体と連携し、防犯意識啓発や防犯活動の強化を実施し特殊詐欺やＳＮＳ利用の詐欺、空き巣や窃盗などの犯罪の減少と被害の防止を目指します。犯罪被害者支援条例を制定し被害者の経済的負担軽減や日常生活の支援を行います。

交通安全施設整備や啓発活動、交通災害共済事業の充実

交通安全協会が主体となり、高齢者や子どもたちに向けた交通安全指導を関係機関などと連携し推進します。交通災害共済事業に関して、全員公費負担へと拡大し、万が一の事故時に見舞金を支給することで被災者の経済的負担の軽減を図ります。また、自治会内での加入申込書回収等事務手続きの大幅な負担軽減を図ります。

5 豊かな自然が保たれ、環境負荷が抑えられているまち

美しい自然環境と良好な生活を維持するために、町民の自然への関心を高め、自然保護に取り組む意識の醸成を図るとともに、自然の保護に取り組む町民や事業者などとの連携を深め、保全活動の担い手の育成を図ります。

2022 年（令和４年）２月には長野地域連携中枢都市圏の９市町村の共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、同年４月には環境グランドデザインを策定しました。2050 年（令和 32 年）に町内におけるゼロ・カーボン（実質排出ゼロ）を達成することを目標とし、温室効果ガスを出さない町を目指します。地域からごみに対する意識変革に取り組むとともに、これまで廃棄物となっていたものを資源として捉え、できる限り無駄なく利活用し、ごみを出さない町を目指します。

◆現状と課題

環境美化意識の向上を図るため、自治会、不法投棄防止指導員などの参加を得て、環境美化運動を継続する必要があります。

１人１日あたりの家庭ごみの排出量は減少傾向で推移していますが、今後も環境負荷の低減のため、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。

重点 ゼロ・カーボン（温室効果ガスを出さない町）

住宅向け太陽光発電設備・蓄電池設置補助や、公共施設・自治会公会堂への太陽光発電設備の導入を進めています。

今後は、町内の発電ポテンシャルを発揮する観点から営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の景観と調和した設置方法の確立を目指し、町内で賄いきれない需要に対しては、遠隔地に設置した再エネ発電所から小売電気事業者を介して電気を購入し町内で使うモデル（オフサイトPPA）の検討を進めていく必要があります。

また、化石燃料に代わる燃料として、おぶせフラワーセンターにおいて木質バイオマスの熱利用の実証事業を進めます。木質燃料を継続的に供給する事業主体の確立や、木質バイオマスの燃料需要の創出（民間等への拡大）を推進していきます。

策定中

重点 ゼロ・ウェイスト(ごみを出さない町)

小布施町内で排出される家庭ごみの約５割は生ごみ・草木が占めています（令和５年度調査結果)。これらを有機資源として活用するための実証として、可燃物として廃棄されている生ごみ・草木の全量を活用すべく回収方法や効率的な処理方法について検討します。

また、町内飲食店と連携し、テイクアウトする際のマイ容器持参についてもさらなる取組を進めていきます。

重点 地下水保全の取り組み

現在採取している以上に活用できる地下水があるかを判断するため、町全域を対象とする実態調査(採取量（揚水量）に対し涵養量が上回っているか)を行い、その結果に基づき計画を立て、条例改正に向けた取り組みを行っていきます。

自然環境を活かしたまちづくり

サップ、ラフティング、カヌーなど小布施町に流れる河川を積極的に活かしたまちづくりを推進する。

生活環境の保全

清潔で美しい生活環境を作るため、環境美化活動を通じて意識の向上を図ります。

不法投棄の発生を抑止するため、不法投棄防止指導員によるパトロールのほか、常習箇所への監視カメラの設置を行い、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。

公害防止

大気や水質、騒音、振動、悪臭などの苦情 のほか、ペットのふんや放し飼いなどの生活マナーに関する苦情も増えており、快適で住み良い生活環境の維持に向けた取組みを行います。

生物多様性の保全

開発による農地の減少等による動植物の生息域の変化や、外来種の侵入が在来種の生態系維持を脅かすものとなってきていることから、絶滅危惧種をはじめ、動植物の保護や保全を図ります。また、町民が自然について学ぶ機会や、自然を活用し自然の恩恵を感じられる機会を提供します

◆主な関連計画

- 小布施町地域防災計画
- 小布施町環境グランドデザイン（令和４年５月策定）
- 小布施町国土強靭化地域計画
- 一般廃棄物処理実施計画（単年度）
- 第 10 期小布施町分別収集計画（令和５年度～令和９年度）
- 小布施町災害廃棄物処理計画

策定中

・小布施町森林整備計画（平成 27 年度～令和６年度）
・小布施町橋梁長寿命化修繕計画（令和４年度～令和 13 年度）
・小布施町下水道事業経営戦略

策定中

6　行政経営

多様な主体と協働し、中長期的な視点に立って計画性のある行政運営を推進します。

ありたい姿

1　安定的な財政運営

2　持続可能な行政運営と多様な協働が支えるまち

3　役場組織の活性化・職員の意識改革と能力開発がされているまち

◆達成目標（KPI）

指標	基準値（R5orR6）		目標値（令和 11 年度）
	値	年度	
ふるさと納税寄付額	8 億 7,000 万円		10 億円
新規事業の特定財源充当率	－	－	80%
公共施設の延べ床面積の削減面積・率	57,981.45 ㎡	計画策定時	1,450 ㎡(2.5%)
住民サービスに繋がる業務改善が進んだか（職員アンケート）	－	－	「良い」「どちらかと言えば良い」の割合が 70%
町からの情報発信についての満足度（次回総合計画策定時の町民アンケートで項目追加）	－	－	「良い」「どちらかと言えば良い」の割合が 70%以上
委員会での答申内容の実行率	－	－	100%
具体的な行政との施策展開に繋がった協働プロジェクト数	－	－	5 事業
職員の研修・視察参加延べ人数	648 人	令和５年度	1,000 人
職員の平均（月）在庁時間	31 時間	令和５年度	12 時間

1　安定的な財政運営

総合計画に掲げた施策の展開と安定的な住民サービスを提供するため、安定的な財源の確保に努めます。健全財政を維持するために、町税及びふるさと納税などによる自主財源の確保に戦略的に取り組みます。

◆現状と課題

小布施町の財政は、新たな起債を極力抑え計画的に繰上償還を実施してきた結果、普通会計の町債残高は平成 11 年度の 75.1 億円をピークに減少傾向にあり比較的健全な状態です。

しかし、人口規模に比した財政の規模は類似団体に比べて小さく、また、歳出に占める経常的

な経費（扶助費や人件費、公債費等）の割合が高いため、投資的な目的に使える経費が少ない状況です。

今後は、少子・高齢社会の進行により、税収の大きな伸びが期待しにくい一方で、社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれます。また、公共施設の老朽化に伴う大規模な修繕や建て替え等も必要になるなど、財政を取り巻く状況はより厳しくなるものと予想されます。また、近年の財政健全化には、堅調なふるさと納税による歳入増が大きく寄与しており、このような既存制度を最大限に研究・活用していくことが求められます。

重点 歳入改革の推進（ふるさと納税等）

町の魅力創出につながる新規事業の拡充や将来的な財源確保に向けて、ふるさと納税による納税額や寄付件数の拡充に向けた各種取組を推進します。

また、寄付の使途や成果を分かり易く公表することで、納税者への町への信頼感を醸成し、寄付のリピートや来町の動機付けに繋げます。

安定的な財政基盤の確立

引き続き厳しい財政運営が予想されることから、重要な事業を着実に推進する一方で、歳出を精査し、安定的な自主財源確保に努めるとともに、行政資源を効果的に活用し、持続可能な財政基盤を確立します。

税の適正課税と収納

税の仕組みや税制改正などについて町民にわかりやすく周知し、納税についての啓発を進めます。公平な税負担の観点により、適正な課税客体の把握と納付しやすい環境の検討、導入に取り組みます。滞納者に対しては庁内の「滞納整理プロジェクト」を推進し、法に基づく滞納処分を実施することで、滞納繰越額の縮減を図るとともに、税負担の公平性を確保します。

確実かつ効率的な公金運用

経済や金融動向等を注視しながら、安全かつ確実な方法で資金を効率的に管理、運用をすることを目指します。

2 持続可能な行政運営と多様な協働が支えるまち

持続可能な行政経営を進めていくには、町民の負担軽減及び職員の業務負担軽減を目指してデジタル技術を活用した取り組みを進めていくほか、中長期的な視点に立った職員体制の確保や育成に加え、行政だけではできないことについては、様々な専門性や得意分野をもつ各種機関と積極的に連携・協働し、行政課題の解決に導いていくことが求められます。

◆現状と課題

マイナポータルや自治体独自の電子申請システムを利用した行政手続きオンライン化の推進や窓口手続における町民の負担削減及び職員の業務負担軽減を目指す自治体窓口ＤＸ、「書かないワ

ンストップ窓口」の導入をデジタル庁が推進しており、全国で導入済みの自治体も増えています。

今後、「コンビニ交付」や「書かない窓口」の導入を検討し、他市町村との足並みを揃え、町民ニーズに応じたサービスを提供できる体制を整えることが必要です。

当町では、「町報おぶせ」の発行や「広報おぶせ（同報無線）」、町ホームページ、ＬＩＮＥ配信やＦａｃｅｂｏｏｋ、おぶせチャンネルを活用し、町民の生活に密着した町政情報を積極的に発信、提供している。今後もこれらの広報媒体手段の一層の充実を図るとともに、町民~~の皆さん~~に的確に情報が伝わるよう、より効果的な広報手段についても検討していく必要があります。

重点 住民サービスの向上と業務改善・働き方改革に資する自治体 DX の推進

住民サービス向上や、業務改善・効率化につながるデジタル技術やシステムの導入、環境整備を DX 推進会議等の場で検討し、全庁横断的に進めます。

役場庁舎のネットワークのうち、ＬＧＷＡＮ接続系のネットワークの無線化を図り、働きやすい環境づくりを整えるとともに、内部打合せの際のペーパーレス化を推進します。

重点 基幹系システムの標準化・共通化対応

国で整備を進める情報連携基盤「公共サービスメッシュ」への連携、データ利活用を見据え、令和７年度末期限に迫る基幹系システム標準化・共通化対応について、期限までの移行完了を目指します。

重点 広報・広聴活動の充実

町報おぶせの充実を図り、行政情報を分かりやすく、町民に親しまれる広報紙づくりに努めます。

また、広報おぶせ（同報無線）、町ホームページ、LINE 配信等を活用し、町民の皆さんへの迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、より的確に情報が伝わるよう、効果的な広報手段について検討します。併せて従来の、町長を交えた町政懇談会や私の意見箱のほか、今の時代に合った広聴手段についても検討を行います。

重点 公共施設マネジメントの推進

公共施設の老朽化に対応するため、計画的に建替工事や改修工事を行う必要があります。既存施設をできる限り有効に活用し、計画的に施設の統廃合を進め、施設総量（延べ面積）の縮減を図るほか、建物の長寿命化、民間活力の活用などによる管理運営の効率化に取り組みます。

多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進（町民、企業、大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり）

様々な施策領域で、町と町民や大学、企業等とが連携・協働する場を設けることで、町の施策に町民の皆さんの目線や学術的な知見、時代の先端を走る事業者の視点や事業経験等を採り入れるきっかけを作り、特色あるまちづくりの推進を図ります。

協働事業を展開することにより、関係人口より深い関りのある町外在住の「共創人口」の創出

や拡大を図るとともに、町内在住の若者が次代のまちづくりの担い手になる仕掛けづくりや機運醸成を進めます。

町民の皆さんや大学、企業等との協働のまちづくりを更に推進するため、ホームページや回覧板、ＳＮＳなどで積極的な情報発信及び広報を行います。

3 役場組織の活性化･職員の意識改革と能力開発がされているまち

町民が役場に求めるニーズも社会環境の変化により多様化・個別化しています。このような変化に柔軟に対応し、全国一律ではない現場・現実に即した対応や改善策の立案、それに伴う高度な専門性を持った職員の育成を目指します。また、住民サービスを向上させ、かつ継続的に行政運営が行えるよう組織として対応できる体制づくりを進めます。

◆現状と課題

職員の業務負担軽減と町民サービスの向上及び組織として機能する体制を整えるため、積極的な職員採用を行ってきています。その結果、行政経験の少ない職員が多くなり、業務を遂行する上でマネジメント層の負担が増えています。今後５年間は、新入職員の育成と係長以上の職員のリーダーシップ及びマネジメント力の向上が重要となっています。

重点 職員の能力開発と資質向上

公務員倫理や文書事務、契約事務など業務に必要な基本的スキルを身に付ける「研修」と、まちづくりを考える上で参考となる地域に行き、直接関係者から学ぶ「視察」を積極的に行える環境を整えます。近年の積極的な職員採用に合わせて、職員が公務員として当たり前の知識と広い知見を有し、外からの刺激により意欲的に業務に取組めるよう努めます。

また、職員の年齢構成上、行政経験の少ない管理職が増えていく中で、マネジメント力の更なる向上を図るため、人材マネジメント研修を実施していきます。

重点 職員の意識改革と業務の効率化

業務のＤＸ化、ペーパーレス化、業務マニュアルの整備により業務効率の向上、在庁時間や短縮、時間外勤務の適正化、経費節減に取り組みます。これにより職員の負担軽減と町民の利便性向上に努めます。

職員の衛生管理強化

働きやすい職場環境の形成を促進し、職員の心身の健康の保持及び増進に努めます。健康づくりの取り組みとして、人間ドック及び定期健診の受診率 100%を目指し、健診結果に基づき、受診勧奨や保健指導を行います。メンタルヘルス対策では、職場環境等の改善や健康教育を通じてメンタルヘルス不調者の発生予防に努めます。また療養休暇者や休職者に対するフォローアップを組織として行い、職場復帰に向け継続的にサポートします。

策定中

◆主な関連計画

・公共施設等総合管理計画
・小布施町公共施設個別施設計画
・小布施町人材育成基本方針

第２節　政策横断プロジェクト

社会経済情勢の変化を踏まえ、今後、課題の解消や改善に向けた取り組みを横断的に特に進めていく必要がある政策をピックアップし、「政策横断プロジェクト」として取り組んでいきます。

１　誰もが移動しやすいまちづくり

◆現状と課題

小布施町は面積約 20ｋ㎡の県下で最も面積が小さく、コンパクトな町ですが、町内における移動手段は自家用車に頼っている現状があります。町民アンケートにおいて、小布施町に対して感じる問題点は、「生活をする上で必要な公共交通が確保されていない」とする回答が 45.6％で、最も多くなっています。年齢や身体の状況などより歩行に不安のある人や、運転免許証を返納した人に加え、商業施設や公共施設から離れた地域に住む人も不便なく暮らせるよう、公共交通を含めた移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

◆プロジェクトの方向性

移動に不安のある人が自家用車に頼らずとも安心して移動でき、町の事情に合った公共交通のあり方を事業者等と一緒に検討していきます。

２　地域資源を活かしたまちづくり

◆現状と課題

町民アンケートにおいて、小布施町に対して感じる魅力、好きなところは、「町外の人から「小布施っていいよね」と言われることがある」が 60.6％で最も多く、次いで「山や緑など自然環境に恵まれている」49.0％、「観光資源や歴史的資産に恵まれている」が 40.6％となっています。急激な人口減少や高齢化などの課題に直面する中、小布施町の地域資源を新たな視点で見直し、最大限にその魅力を引き出し、人々を惹きつけて、活気あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

◆プロジェクトの方向性

自然、伝統、歴史文化、景観、農産物、特産品、人材等の小布施町ならでは地域資源を活用し、地域ブランドの構築や情報発信を積極的に行い、産業を活性化させ、人口の流入を促すよう取り

組みます。また、人口減少等により、今後は空き家の増加が見込まれる中、空き家を地域資源と捉え、その利活用を検討していきます。

３　小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にしたまちづくり

◆現状と課題

町並み修景事業や格調ある住まいづくり、うるおいのある美しい町づくり条例の制定などの取り組みによって、小布施町ならではの美しい町並みが形成されてきました。さらに町民の協力により展開しているープンガーデンによる創出された花と緑が豊かな庭先が、町を訪れる人の心を和ませ、心地よさを感じさせています。人口減少や高齢化により、オープンガーデンのオーナーの減少や空き家の増加等が起こる中、これまでで築いてきた町並みや景観を後世に残し、継承していくことが必要です。

◆プロジェクトの方向性

豊かな花や緑、そして自然風景と調和した町並みや景観で人々を迎えるうるおいのある美しいまちを目指し、町民や事業者と一緒になって取り組みます。そして、町外の人が町に何度も訪れ、賑わいやつながり、交流が生まれ、町民が暮らしに豊かさを感じるまちづくりに取り組みます。

４　環境に負荷をかけないまちづくり

◆現状と課題

小布施町では、令和元年台風 19 号により甚大な被害を受け、日頃何気なく暮らしている生活基盤がいかに揺らぎやすいものであることを再認識しました。町での生活とその将来を守るため、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を長野地域連携中枢都市圏の９市町村の共同で発出し、令和４年度には「小布施町環境グランドデザイン」を策定しました。私たちが様々な立場で環境問題に取り組むことで、経済・生活の基盤を守り、安心・安全でより豊かな暮らしと防災に強いまちづくりを目指すことが必要です。

◆プロジェクトの方向性

「小布施環境グランドデザイン」で定める４つの取り組み（「ゼロカーボン」「ゼロウェスト」「防災・レジリエンス」「サスティナブル観光」）と９つのアクションの実現に向けて、町民とともに取り組みを推進していきます。町民の環境に対する意識の醸成をさらに進め、町民一人ひとりが環境温暖化について考え、環境にやさしいまちづくりに向けて実践していくように取り組みます。

第３節　計画の推進体制及び進捗管理

将来像の実現に向け、本計画を効果的かつ効率的に推進するため、進捗管理の方法と、これを推進していく体制を整える必要があります。

推進体制としては、主に推進状況の確認（Check)、効果的な推進の手法の検討（Action)、推進に向けた予算の重点的な配分などを任務とする総合計画推進本部を企画財政課内に設置します。

進捗管理については、達成目標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））によって計画の推進状況を客観的に評価・検証するとともに、行政評価の結果も活用し、より効果的に施策を展開するための手段（取組や事業）を改善するＰＤＣＡサイクルで管理します。「計画（Ｐｌａｎ)、実行（Ｄｏ)、評価（Ｃｈｅｃｋ)、改善（Ａｃｔｉｏｎ)」のサイクルを継続的に繰り返すことで、総合計画の円滑な推進を図ります。

さらに、町民に向けたアンケート調査等の実施により、施策や事業についての評価や町民ニーズの把握と行政課題の抽出・検討を行い、施策に反映させることとします。

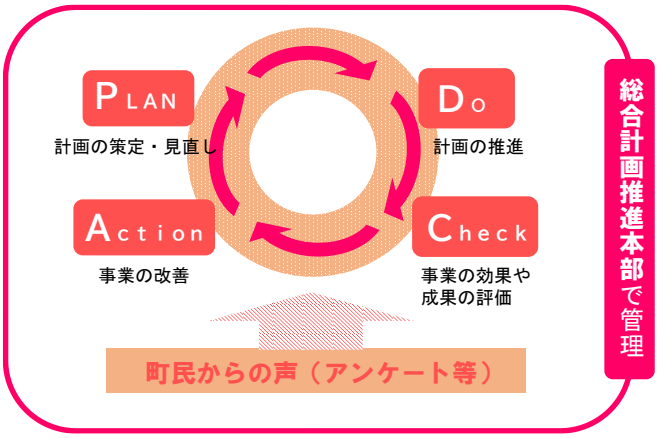

策定中

資料編

策定経過

委員等名簿

条例・規則

諮問書・答申書